

# 全 刀 商

全国刀剣商業協同組合 年報

第 30 号



■巻頭言／理想	深海信彦	2
■令和3年度全国刀剣商業協同組合の活動に向けて		6
ヒーロー	伊波賢一	6
刀剣業界のこと	土肥豊久	6
交換会のこと	服部晁治	7
変わりゆく組合運営	清水儀孝	7
『刀剣界』新聞の10年に寄せて	嶋田伸夫	8
持続可能性とは	綱取譲一	8
THE 刀剣界	赤荻 稔	9
理事一期目を終えて思う	飯田慶雄	9
全刀商の活動について	大平岳子	10
原点回帰	佐藤 均	11
若い刀剣商の皆さんへの思い	生野 正	11
刀剣業界のさらなる発展に向けて	瀬下 明	12
組合の目指すべきところ	松本義行	12
懐かしい思い出	冥賀吉也	13
今回も理事をやらせていただきます	持田具宏	13
時代の変化	吉井唯夫	13
■業界関連情報詳説		14
長期戦に対応する「新しい日常」	伊波賢一	14
再開した交換会は新方式で	生野 正	15
家賃支援給付金・持続化給付金の受給について	生野 正	16
進化する「新しい日常」	伊波賢一	17
古物営業法に基づく盗難品の取り扱いについて	飯田慶雄	18
理事長に聴く「刀剣界の展望と当組合の今後の課題」		
相互扶助の精神に立ち返り、堅実な運営に徹しよう		20
組合活動の現状と当面の交換会運営について		24
刀剣類の評価査定と買い入れに应じます	嶋田伸夫	26
大刀剣市は11月19～21日に開催	清水儀孝	26
象牙製品等の輸出入防止の徹底を	伊波賢一	27
特別国際種事業者の登録有効期限（令和3年5月31日）にご注意ください！		
経済産業省製造産業局生活製品課		28
登録証問題を考える（事例③⑦⑧）	登録証問題研究会	28
■第34回通常総会		31
議事		31
令和2年度事業報告		32
令和3年度事業計画		33
■令和3年度役員・委員会		35
■令和2年度組合活動の記録		36
■新組合員紹介		38
■表紙解説		39

■ 卷 ■ 頭 ■ 言 ■

理 想

全国刀剣商業協同組合 理事長 深海 信彦

さまざまな話し合いの場で、談たまたま常日頃から思っていることや、将来の理想や願望を語るようになった時、順番が回ってきた人が例えば、「私の願いは世界の平和です。それに、全人類の平等と貧富の格差のない社会の実現です」と答えたら、周囲はどのような反応を示すであろうか。

もっと真面目に答えろと言う人もいれば、秘かに冷笑の表情を見せる人もいるかもしれない。また、その気高い理想に対して聞く耳を持った人がいたとしても、個人の努力では到底かなわない遠大なテーマ故に、実現への足掛かりさえ掴めない話の内容にある種の空虚感は否めず、話し手が真剣に語れば語るほどに周りは興醒めとなることは容易に想像し得る。米中間を中心に緊張が高まり、人種問題も大きく報道されている昨今であってでもある。

このような場で求められるのは、より現実味があり、聞く人の共感を呼ぶ面白い話であり、皆に恩恵を及ぼすことになる内容であろう。具体的には、何かを成就したい、達成したいという、数値や期日が可視化されることによって近い将来に結果がわかる話の方が、言う人も聞く人も楽しいのである。どこまで行けば平和と言えるのか、どのような状況になれば人種差別や格差のない社会になったと言えるのか等々、数値化できない永遠のテーマに関する話は、ある時は陳腐とも取られ、ある時は偽善とも批判を浴びる可能性もある。絶対的に正しい世界平和と人類平等を唱えているにもかかわらず、である。

それゆえに人は皆、実現可能な話題を好み、殊にわが身の利益にも結び付くかもしれない話には大いに聞く耳を持つが、自分が生きているかどうかもわからない遠い先の他人事とも思える話は、たとえ理想的な話であっても関心が薄いというのが本音であろう。来世を説く仏法より、現世利益の福神信仰ということであろうか。

個人の立場での世界平和などという壮大な話ではなく、理想や願望ということ組織に限って言えば、規模の大小にかかわらず必ず理念があり、その下に

使命や大義がある。企業においては理想だけでは飯は食えないという考え方があって当然で、特に第一線では、大義に沿わず理想ともしないところにこそ利があり、それによって経営が維持されている例も多い。

それでも、常に企業の経営者が、経営理念を掲げ社員にビジョンを語るのは何故であろうか。それは利益追求のみでは社会正義に反することもあり、成長・安定していく過程で、事業を行うことの正当性を説き、同時に必ず社会貢献を社是に謳うのである。パンだけのために生きるのではないという姿勢を示すために。従って、利益を追求する会社は、まず事業の成功ありきで、往々にして経営理念を標榜するのは成功の後であろう。

これに対して、同じ組織体でも公益の機関、団体、そして組合等は、まず設立の根底に目的とする理念が先にあり、成功か否かはその後である。崇高な理想を掲げて設立に漕ぎ着けても、目的を果たせず、解散を余儀なくされる組合や協会は設立と同数あるという。

さて、わが組合を見てみよう。

まず、刀剣業界に国の認可の組合を作ろう、そして刀屋が今より良い環境で商売ができるように国の力を借りよう、というのが設立当初の目的であった。事業協同組合の設立を目指したのに、主管官庁は警察庁となった。晴れて認可は受けたものの、運営するのは自分たちで、認可によって商売繁盛が約束されたわけでも、経営上の指導を仰げるものでもなく、管轄下の他の認可組合の先進事例を参考にできることもなかった。それでも「歩きながら考えよう」という設立主唱者の熱意に牽引されて、組合は壮大とも言える理念を掲げて歩き出した。つまり「刀剣商の社会的地位の向上」と「相互扶助」である。

設立認可を受けた34年前の昭和62年9月24日の時点で、刀剣商の地位向上や相互扶助を唱えるのは、刀剣社会の中においては「世界平和」や「人類平等」と同様の響きを持って受け止められたであろうし、現在においても、あるいはそうであろう。目には見えないし、数値では現れないものであるから。目先の実利に結びつかず、いつになるかもわからない遠い先の話は、表面的には異を唱えることではないにしても、時には空理空論とも感じられることであろう。

世界にはさまざまなパワーバランスが存在し、一方で良くても、他方では不利益になることが多い。世界中に紛争がなくなれば、兵器産業やその従事者は職を失う。黒人の台頭によって不利益を被る人もあるかもしれないし、格差な

き社会で人一倍の努力を注いでも、平等を強いられるという極端な例もあるかもしれない。

小さなわが組合でも、相互扶助や組合員の平等の原則は、これを阻む微妙な要素も存在して、未だ空論の域を出ていないほどである。

人や物を運ぶ輸送業などの協同組合を例に取れば、加入する事業者は車両や燃料等について、スケールメリットを生かした割引等の利点があり、それだけで年間の組合費以上のものがペイできる。全国各地に存在する組合の連合体となると、その力はさらに強大化する。それは、地域によって顧客も異なり、必ずしも競合する部分だけではないからである。

ところが、全国刀剣商業協同組合は、文字通り日本全国が一つの商圈である。インターネットの普及によってこの傾向が加速度的に高まっており、やがて数に限りのある刀剣においては、世界が一つの商圈となりつつある。互いが利害関係にある状況下において、相互扶助も平等も成り立ち難いのであろうが、同様の他の事業組合での事例等を参考に、あくまでも設立の趣旨に沿った努力を継続すべきであろう。

一方、さらに現実味に乏しく、個々の組合員の直接の利益には到底つながらないと冷ややかな目で見られていた「社会的地位の向上」はどうであろうか。どのような状況になれば刀屋の社会的地位が上がったと言えるのかという命題に関しては、数値ではなく、相対的にしか表されないものであり、しかも、長い時間を要するものであるが故に、現役のうちに成果を見ることのできない人も多い。黒人の公民権を訴えて斃れた指導者が、黒人の大統領の誕生を見ることがなかったように。

あらゆる理想を掲げても、大半は多くの利害が交差することによって実現が困難な中であって、社会における刀剣商の地位が上がり、誇れる職業となって不利益を被る人はいない。理念より利益が先の企業経営と異なり、理念を実現することを至上とする組合は、長い時間と地道な努力を費やしても、この命題に取り組んでいかななくてはならない。組合員の目先の利益に結び付きそうな一般受けする事業も大切なことではあるが、それだけでは国家から認可を受けた組合を無理して維持する意味はなく、たとえゴールが見えなくとも最終目標は常に念頭に置いておくべきであろう。

どの世界、どの分野においても、何十年も前に何十年後のことを考える人が

いたからこそ、今の我々がいる。我々も何十年も先のことを考えなければならない。

設立から34年間継続してきた組合も、先人たちの努力のおかげで確実に社会的な地位は向上している。この仕事に従事している本人だけではなく、家族や友人も、そして他社会の人も、刀や、刀剣商が今日ほど認知されつつあることは過去には予想できなかったはずである。対外的にも、監督官庁の上級官僚や都道府県の管理職、あるいは公益法人や博物館の要人等と組織として会談の機会に恵まれるということは、刀剣商が刀剣社会、ひいては文化行政、防犯行政の重要な一翼を担っていることが認められてきているからに他ならない。

業歴の比較的浅い刀剣商には今の状況が当たり前であり、数十年前にどのような扱いを受けたかは知る由もない。それ故に、今からの人が組合の原動力となり、今以上に刀剣商の社会的地位の向上に努めてほしいものである。今までの34年間よりも、これから先の何十年間の方が進歩の度合いは何倍も大きいであろう。

英国では、アンティーク・ディーラーを職業とする国会議員もいる。立派な職業として認められている証拠である。

一見、遠大に思えるテーマの中にこそ真実があり、その実現によって事業の環境は劇的に向上する。長い時間の経過を必要とするだけに、10年単位では相対的な価値は実感できないが、30年間ともなると、さすがにその変化に気付かされる。

この積み重ねられてきた無形の財産を生かし、未来に繋げていくのは今の人たちの役目である。世界のためでも日本のためでもなく、自分自身と家族のために。

## ヒーロー

副理事長  
伊波 賢一

昨年に続き新型コロナの話題は、今年も残念ながら尽きないことでしょう。

生活スタイルが変わった方も多いと思います。私はこの1年半、近郊の催事協力はあったものの、1時間を超える公共交通機関移動はわずか7回、通勤はほとんど徒歩で、見えない敵と対峙しました。

そんな中、心を潤すのが時短営業のおかげで時々観る機会ができた朝の大リーグMLB放映であり、活躍する日本人選手たちです。特に注目は私が5年前に観戦した開幕投手、オオタニさん。手術を乗り越え二回りも身体を大きくし、楽しそうに記録を重ねます。多くのファンを魅了するMLBのヒーローは、チームの士気を高めています。

さて、当組合の広報紙『刀剣界』が10周年を迎えました。継続は力なり。先般、第34回総会があったので、全刀商史の約3分の1の期間続いていることとなります。私も編集に関わらせていただいておりますが、毎月会議に集まり、業界を取り巻く話題や法令、知識の構築、各種予告や報告、ウイットある

コーナーや会員紹介など、掲載に偏りが出ないように協議する時間は、真剣そのものです。

投稿の振り分けや依頼先など決めると、たいてい委員は一つ原稿を抱え、時として締め切りとの格闘となります。集まった原稿を紙面に載せ、レイアウトや記事割バランス・内容校正へ、そして最終校正へと限られた時間の中で進みます。

ある時「このような広報紙を作りたいのでアドバイスが欲しい」と、美術業界の大御所に呼ばれたことがあります。発行当時、純粋な業界情報発信紙をと発足した同紙は、まず発行人トップの熱意、編集委員たちの協体制、それらを纏める編集者の3つの大きな力、そしてそれを支える愛読メンバーが必要と話しました。

強力なヒーロー（＝先導者）により刊行は続きます。集まる機会の減った昨今、皆さまの寄稿による活性化と、組合員の社会的地位向上、さらに末筆ながらご健康を祈念しています。

## 刀剣業界のこと

副理事長  
土肥 豊久

人類の天敵はいないと思われていましたが、学者の間ではウイルスが天敵になり、人類の繁栄を妨げると言われてきました。新型コロナウイルスは、まさに初めて全世界に蔓延して、医療体制を破壊し、一時は手が付けられないほどになりました。経済にも大打撃を与え、いまだに出口がはっきりしない状態が続いています。

そんな中で、美術会、刀剣会が今まで通りのやり方でいけるとは、到底思われません。人と人との接触をできるだけ少なくして、多くの愛刀家を満足させられるか。個々の努力もさることながら、全刀商として何ができるか、何が皆の利益になるか、繁

栄になるか、考え方・見方の視点を変えて、まずやってみることから始めてはどうでしょうか。

全世界に通用する美術品としての刀剣・刀装具・武具・甲冑、それに携わる刀剣商・刀匠・研師・鞘師・柄巻師・塗師・白銀師・金工などが一つになって、新しい考え方、初めての試み、先人たちの努力と熱意を大切にしながら、これからどんなウイルスが来ても対処できるようになればと思います。

まず「大刀剣市」のやり方から変えて、皆さんが安全で安心して楽しい商いができるようにと願います。

今後の全刀商の活動にご期待ください。

## 交換会のこと

副理事長

服部 暁治

毎月17日に東京美術倶楽部にて開催されていた組合交換会は、令和3年度から年2回の開催に変更になりました。このことは組合員の皆さまには口頭・文書等で通知し、周知徹底しているかと思っていましたが、案の定、非開催の4月17日に来場された組合員がおられたようです。

変更になった理由については、既に伝えられているように、コロナ禍と出来高の減少という2つの要因が主です。

組合交換会は組合発足時より開催されていましたが、実際には、その前から行われていました。名称は違いましたが、組合を設立し、軌道に乗せるための資金の捻出が第一の目的であったようです。バブル以

前でしたので、刀剣会館の建設という夢も可能かと、当時は皆、情熱を持って参加していました。

組合設立以降、交換会は毎月開催され1月に2回開催の時もありました。会場も、高円寺駅前・上野両太師・摩利支天・下谷神社・組合事務所、そして東京美術倶楽部と変遷してきました。近年は美術倶楽部から一步も外へ出ようとしませんでした。過去には湯河原や熱海において、総会を兼ねて開催されたこともあります。

多くの組合員が一堂に集まる機会の減少によって情報伝達の遅延を招かぬよう、努力しなければなりません。

## 変わりゆく組合運営

専務理事

清水 儀孝

早いもので令和になり3年が経ちます。今、東京オリンピック・パラリンピックもいよいよ開会を迎えようとしています。

組合員の皆さまならびに賛助会員の皆さま、日ごろより組合活動に深いご理解とご協力をいただき、深く感謝いたします。

令和2年度第34回通常総会を5月17日に開催したところ、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言下にもかかわらず、多くの組合員の皆さまにご参集いただき、誠にありがとうございます。おかげさまで充実した審議ができ、全ての案件を承認いただきました。

昨年来のパンデミックは収まらず、既に3回の緊急事態宣言を余儀なくされました。昨年の「大刀剣市」は安全を考慮し、断腸の思いで中止を決定しました。交換会も4月・5月と開催ができませんでした。さて、令和3年はどうなるのでしょうか。

世界で誰も経験したことのない事態を前にして、組合運営は難しい舵取りをしなければなりません。

今年の経済委員会の主要な共同販売事業の1つである第33回大刀剣市は、おそらく今までと同じような形では難しく、従来の冊子形式のカタログの発行を諦めました。また、会場である東京美術倶楽部の指導に基づき、十分な感染対策の下での開催でなけ

ればなりません。今後、実行委員会で細部についての議論が必要です。

もう1つの市場事業は、従来は毎月行っていましたが、現下の状況で出来高と経費を考慮し、取りあえず年2回、大会として開催することになりました。

近年の共同購買事業を見ますと、東京都教育委員会や近県の教育委員会、また公益法人等の公的機関から刀剣類の評価査定や売却の相談が寄せられるようになっていきます。この事業を大事にし、組合事業の屋台骨にしていきたいと思えます。

そして、2つの公益財団法人と一般社団法人の監修、警察庁の協力を受けて一昨年4月に立ち上げた「刀剣評価鑑定士」認定事業ですが、これこそ組合の相互扶助の精神に基づき、組合員の社会的地位の向上を目指すものです。

これまでに51名の刀剣評価鑑定士が誕生し、商売の糧として大いに活用されていることと思います。今後、さらに多くの組合員にこの資格を取得していただき、刀剣の普及啓発につなげていただければ幸いです。

当組合は今年で創立33年ですが、これまで先人たちが築き上げてこられた蓄積を踏まえ、現理事長の強いリーダーシップの下、一層の発展をさせ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。全国刀

## 『刀剣界』新聞の10年に寄せて

常務理事

嶋田 伸夫

『刀剣界』新聞は2カ月に一度の定期発行を継続して10周年を迎えました。

記事の内容は、組合の事業や活動の報告、業界ニュース、インタビュー記事、組合員・賛助会員紹介、イベントレポート、展覧会情報など、幅広く掲載してきました。

編集委員は組合員であるため、個性的な記事もありますが、編集会議にて一定のふるいにかけてられ、責任を伴った編成になっています。

インターネットが普及し、情報の迅速性とともに正確性が問われる昨今ですが、本紙は専門性の高い正確な情報を掲載しているため、刀剣業界には不可欠な情報紙となっています。また、刀剣業界が関連する官公庁や公的機関へも幅広く配布させていただいています。

連載の1つに、銃砲刀剣類登録証にまつわる問題を取り上げています。交付の際の不備により名義の書き換えが行えず、スムーズに刀剣の譲渡や相続ができないのでは、一般市民の財産の保全にも関わります。このような問題への対処を実例として掲載し、連載を通して問題の根本的解決を訴えています。

『刀剣界』新聞は、PDF形式で組合のホームページにもアップされていますので、業界関係者以外の目に触れる機会も多くなっています。

その信用の表れとして、公的機関からの刀剣の評価査定依頼や、売却などの相談の際に当組合を紹介していただく件数が増えてきました。この近年の傾向は、創立以来、諸先輩が組合のために汗を流して

こられたおかげであり、また創刊から10年、地道に刀剣の普及に努めてきた『刀剣界』新聞の対外的な存在が大きく影響していると思います。

組合の年間の買い入れ件数は15件前後ですが、その大半は公的機関からの紹介です。これらを“民業の圧迫”すなわち刀剣商の営業活動を阻害するものと捉える、ごく一部の意見もあるようです。しかし、その件数や内容から判断して、因果関係は全く認められません。

組合の共同購買事業を“民業の圧迫”とする理屈でいけば、特定の刀剣商だけが参加する「大刀剣市」も同じことになるはずですが、そのような批判はいまだ聞いたことがありません。

組合の共同購買事業や共同販売事業は、一方で公的機関の受け皿的な役割を果たしつつ、一方で公平と公正を原則として組合員の事業支援を行うものであり、役員の全員が無私の精神でこれに当たっているのです。

本年の大刀剣市では、従来の印刷物に代えてウェブカタログが検討されていますが、ネット販売を主とする組合員の事情を考慮して、組合のホームページ上での公開期間を限定することになるでしょう。

事業の詳細などは、実行委員会で決定次第、速やかに『刀剣界』新聞などでお知らせします。

『刀剣界』新聞の10年は、文字通り「相互扶助精神」の下、限られた編集委員の無償奉仕が支えてきました。この節目を終点とするのか、さらに次の一里塚に向かって新たな歩みを始めるのか、その決断は一に組合員の皆さんにかかっているのです

## 持続可能性とは

常務理事

綱取 譲一

この度、嶋田常務理事の進言により『刀剣界』の中に「甲冑古老聞き書き」のコラムを書かせていただくことになった。

嶋田常務理事の言わんとするところは、甲冑の基礎知識の中のさわりの部分だけでも組合員たちに広めてはどうか、といったところだろう。

考えてみれば、私も還暦を超え、次のステップのことを考えるべき時期に来ているようだ。このままで行くと、甲冑の世界は間違ったカスタマイズと曲解がはびこってしまう危険を感じる。

今、よく聞く単語に、地球環境維持を意味するという sustainable, sustainability がある。地球環境

と刀剣商たちは全く関係がない。しかし、この言葉が使われるときそこに、企業ならびに団体の社会的責務、というニュアンスが加味される。こちらが肝心だ。

私たち全国刀剣商業協同組合の社会的責務はと、振り返った場合、個々の商人の仕事をしやすい環境のために骨を折ることもさることながら、正しい知

識の後世への伝承も双璧として、そこにあるべきだろう。

「刀剣評価鑑定士」資格認定事業はその一角を担うものであり『刀剣界』は組合員への身近な教育情報提供ツールとなる。

そこを踏まえた上で、嶋田常務理事の期待に応えるべく精進したい。

## THE 刀剣界

理 事  
赤 萩 稔

数年前、登録証の問題で茨城県の銃砲刀剣類登録審査会に行きました。

最後になってしまい、帰り支度をしていると、係の人が「失礼ですが、赤萩さんですか？」と尋ねるので、「はい、そうです」と答えると、「あの『刀剣界』の編集委員の赤萩さんですよね」重ねて問われたので、「はい、そうです。『刀剣界』の編集委員をしています」と答えました。すると、

「私は文化課の〇〇と申します。刀剣登録の係をやっています」。さらに「毎回『刀剣界』を送っていただき、ありがとうございます。本当にためになります。勉強にもなります。これからもぜひよろしくお願いします」と、丁寧な挨拶をされました。

それから、連載中の登録証問題なども話題に上り、登録現場とは違う和やかで真摯な対応をしていただき、気分良く帰ってきたのでした。

もう一話一。

知り合いの刀剣愛好家が亡くなり、奥様からの依頼でお宅に伺った時のこと。案内された故人の憩いの部屋には、趣味の良い古美術品が程良く飾られています。

ありました、そこに『刀剣界』新聞が！

ファイルされて、きれいな箱に入り、いかにも大事にされていた様子が、一目でわかります。

奥様に何うと、「それはもう『刀剣界』が来るのが待ち遠しくて……。届けば届くで、隅から隅まで何回も読み返していた」そうです。

恐るべし、『刀剣界』！

指名されれば、ほぼ拒否権はなく、文才もなく知識もない私にとって、記事を書くのはいつも大変なプレッシャーですが、いろいろな所、意外な所に愛読者がいらっしやるということを肝に銘じている次第です。

## 理事一期目を終えて思う

理 事  
飯 田 慶 雄

今期は新型コロナウイルス感染症の流行という未曾有の危機により、通期のほとんどをその対応に苦慮する年となってしまいました。同ウイルスへの感染により亡くなられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、罹患された方々に心よりお見舞い申し上げます。

感染症の影響により交換会ならびに「大刀剣市」の中止など、組合活動の多くが滞り、組合員の皆さまにはご迷惑をおかけして誠に申し訳ございません。状況はまだまだ予断を許しませんが、今後の状況を注視しつつ互助組織たる組合の本分に取り組んでまいりますので、ご理解をいただけますようお願い

いたします。

さて、この度は最年少理事として組合活動に参加し一期目が終了し、感じたところを書き残しておこうと思います。

皆さまは、全国刀剣商業協同組合理事の活動をどのように捉えておいででしょうか。一組合員として参加していた時は、毎月の交換会に出席して売買を行い、終了後は『刀剣界』新聞の編集委員として会議に参加していました。

これに理事の業務として理事会への出席が加わったのですが、これに参加した率直な感想は「よくぞここまでするものだな」です。参加している理事は

皆、組合活動に熱い思いを持っているため、議題はいつも白熱し、シャンシャンでは終わりません。昼過ぎから始まる理事会は、いつも会場使用制限の5時を気にする時間まで続き、あまりの思い入れに、熱を帯びた発言の応酬は言い争いのような雰囲気になってしまうことまであるのです。信じられるでしょうか、1円にもならないことだというのにです。

総会で決まっている通り、理事は無報酬です。先任理事の皆さんの、特に深海理事長の業界を発展させようという熱い情熱には頭が下がる思いでした。

また、新人理事として拝命した業務が、交換会での競り役です。残念ながら、新型コロナウイルスの流行による影響で交換会は開催ごとに大きな赤字を抱えることとなったため、今期は年2回、大会のみの開催へと規模を縮小することとなってしまいましたが、毎月、理事長とともに競りを行わせていただきました。

競りを行う上で心掛けたのは、参加者全員にとって公平な市場運営となるようにとのことです。交換会はまさに利害がダイレクトに絡むため、自分の作品を一円でも高く売り、それに1秒でも多く時間を使いたいと思うのは、商売に熱心なら当然です。しかし、特定の人物に多く時間を割けば、その分他人の時間を奪ってしまうことになってしまい、また進行が遅くなり過ぎると、売り順の後の人ほどどうしても不利になってしまいます。最初に売る人も、最後に売る人も、同条件で売買を成立できるよう、また会場がだれてしまわないよう、メリハリをつけ、テンポ良く競りを行うよう心掛けたつもりです。

「公平、公正、民主的、最も先進的な業界であれ」。これは当店の先代、飯田慶久が十と余年前、55歳で理事長となった時に掲げたスローガンです。

昨今、業界の様相も年々様変わりし、組合の活動

も大きく変化してきています。私設の交換会が多く開催されるようになり、当初、組合事務所購入の原資獲得を目的に始まった交換会はその役割を終えつつあり、今や組合を支える活動は共同購買事業にシフトしています。

先人の残してくれた基本財産を基盤にし、『刀剣界』新聞や「刀剣評価鑑定士」認定事業などを通じた情報提供や啓発活動に、また組合員の販売促進に寄与する「大刀剣市」の運営に邁進していく状況が整っています。

今後もより一層の組合活動の充実を図り、不断の変革を続ける上で基盤となるのが、選挙制度であると考えます。かつては前任者の指名制で決まっていた理事決定プロセスに新風を起こしたのが、父が理事長時代に総会で高島吉童氏が発言した理事決定プロセスへの批判でした。「理事がどのようにして決まったのか組合員に全く開示されていない」。漫然と続けられ、誰も疑問を抱かなかったことへの新たな提起に応え、選挙制度が始まりました。

本年は感染症の拡大により、総会出席を躊躇われた方も多いためと思います。しかし、やはり選挙は組合の未来を方向づける上で最大の権利の行使であり、重要なプロセスであると考え、第1回選挙より選挙管理委員を務めさせていただきました。

組合員の皆さまには、2年間を通して組合活動を注視していただき、誰ならば業界発展のために組合を託せるのかを真剣に吟味していただく。私たち一人一人が「選挙」に関心を寄せること、それが選任された理事たちが一層精力的に活動する原動力となり、ひいては業界発展に繋がることと信じています。皆さまに選んでいただいたご期待に応えられるよう、また2年間重責に務めたいと思います。

## 全刀商の活動について

理事  
大平 岳子

全刀商の活動は、今年度より大きく方向転換した年であったと思います。

まず組合員の皆さまが直接的に影響を受けたことは、毎月行われていた交換会が年2回に変更されたことです。また、昨年度はコロナの影響で開催が中止となった「大刀剣市」ですが、今年度は感染対策を行い、11月に開催予定です。例年のカタログの制作については、インターネット上でのカタログが試

案され、アナログからデジタルへの移行が検討されています。また、コロナ禍で中止せざるを得なかった「刀剣評価鑑定士」の資格認定事業も今後は推進されることを期待しております。

組合の活動理念は相互扶助の精神に基づいており、その事業活動は組合員一人一人の力が集結し、自分たちの生活を守り、向上させるためのものであるべきです。現在行われている事業活動が、全刀商

の未来により良い形となって繋がっていけるよう努めていきたいと思っています。

コロナによる影響でいろいろな変換を求められた

時期ですが、全刀商組合員の皆さまお一人お一人のご協力、ご理解を切にお願いしたいと思います。

## 原点回帰

理事  
佐藤 均

この度、令和3年5月に行われました、全刀商通常総会における新役員選挙にて役員に再選されました佐藤均です。今回の役員再任用に伴い、執筆の依頼を賜りましたので、最近特に感じていることにつきまして簡単に述べさせていただきます。

私の好きな言葉「原点回帰」について、少しだけ触れさせていただきます。

原点には、物事を考えるときの出発点という意味があり、回帰には一回りして元のところに戻ることを意味します。実は非常にありがたいことに、仕事として刀剣に関わらせていただいている私どもの場

合、目の前に原点とも言うべきヒントがたくさん埋もれていることに気づかされます。その一つの例が、数年前から刀剣鑑定書を発行するようになり、日常的にルーペを使って個々の刀剣に埋蔵された“良いところ”を子細に拝見することによって、肉眼では知り得なかったスピリチュアルとも言うべき世界や魅力の発見につながる点です。

刀剣専門家として本来あるべき姿を絶えず模索し、考え、行動しながら、確かめつつ、激しく変化する時代の波の中で、刀剣業界のさらなる発展のため、役員の一員として努めさせていただきます。

## 若い刀剣商の皆さんへの思い

理事  
生野 正

昨年と今年は、コロナウイルスで世界中が大混乱に陥りました。経済活動は大きく減速し、刀剣界も少なからず影響を受け、昨年の「大刀剣市」も中止せざるを得なくなりました。

しかし、この未曾有の危機を通じてあらためて見てきたことは、刀剣業界には他の業界にはない真の底力があるということです。組合員に倒産等の悲劇が見られず、市場などのインフラにも大きな影響は出ていません。それというのは、組合員の皆さんのご尽力とともに、われわれが扱う商材である日本刀自身が底知れぬパワーを持ち、日本の歴史を生き抜いてきた力が込められているからに他なりません。

日本刀には千年を超える歴史があります。古来より信仰と権威の象徴ともなり、日本人の精神の拠りどころとして大きな役割を果たしてきました。

そして現在においても、日本刀は日本人のみならず世界中の人々に鉄の芸術品として、剣の最高峰として認められるまでに至っています。

おかげさまで、海外にも日本刀を愛するコレクターが増え続け、われわれ刀剣商もその恩恵にあず

かっていることは誠にありがたいことであります。全世界の刀剣類の中で、これほどの価値と芸術性を持ったものは他にないのです。

ここで私が申し上げておきたいことは、世界中で刀を愛好する人々が増える中で、われわれ日本の刀剣商が、日本刀の価値を高め、その中心に立っていくことが肝心であるということです。

グローバル化は時代の流れです。これからの外国人業者の参入に対して、われわれがどのように対処していけばよいのか等、一度選択を誤ってしまえば、長年の流通の伝統が崩れ去ってしまいます。どうか未来を背負う若い刀剣商の皆さんには、われわれが先人から預かった限りある財産をどのように活用して商売に繋げていけばよいのか、ぜひ一考していただければと思います。

先年、日本刀を守れ！という志を持つ国会議員の先生方が「刀剣・和鉄文化を保存振興する議員連盟」を立ち上げてくださったことは誠にありがたいことです。

刀はただの武器であるという古い考え方も近年は

薄れ、われわれの組合が10年間発刊し続けてきた『刀剣界』新聞の効果も相まって、日本刀を取り巻く状況にも変化が現れ始めています。都道府県教育委員会の登録審査も、以前とは違って少しずつスムーズになっていると伺っています。

これからも、当組合が各界の関係者と協力し合い、日本刀文化を継承し、さらに成長させ、高めていく必要があります。

全国刀剣商業協同組合は、どんな時も、組合員の

地位向上のためにあります。

組合員の皆さんのご協力のおかげで、組合は年々成長し、対外的な交渉事もできる、社会から認められた組織になりました。いわば、私たちの最後の砦となるのが全刀商の存在です。

組合は将来的にもなくてはならない、われわれ組合員の宝であるという気持ちで組合運営にご協力をお願いしたいと、心からお願い申し上げる次第です。

---

## 刀剣業界のさらなる発展に向けて

理事  
瀬下 明

昨年来、コロナ禍の影響を受け、刀剣業界も例外ではなく、厳しい環境の中、いろいろな面でその動きを止められていました。しかし、少しずつではありますが、明るい兆しも見えてきました。

中でも、秋の「大刀剣市」が開催される運びとなったことは、誠に結構なことです。

これを機に、組合をさらに発展させるべく、改革できること、また新たに取り入れたいことなどを、

実行していきたいものです。

そして、これからの若い刀剣商の方々が、興味を持ち始めた若いお客さまとともに育っていただけるよう、背中を押して上げましょう。

日本独特の文化であるところの「日本刀」。その仕事を将来にわたって継承する世代に橋渡しするのも、組合の重要な役目かと思えます。それが、組合のますますの発展につながることでしょう。

---

## 組合の目指すべきところ

理事  
松本 義行

22年の金融サービス会社勤務を経て、刀剣商になりました。転身して程なく2011年9月に創刊した組合機関紙『刀剣界』の編集委員となり、組合リーダーの方々から指導を受け、活躍の場を与えられた11年間です。6年前からは理事に選任され、今回で4期目となります。父の基盤はありましたが、刀剣商として充実した毎日になれたのは、組合のおかげと感謝しています。

長く企業人だった自分は、縮小が続く日本刀売買市場の潜在的な規模は計り知れないと感じ、組織だってマーケットを創造すれば、売買市場の規模はすぐに膨らむだろうと感じました。

この10年間、組合は『刀剣界』を休みなく隔月で発行し続け、2019年「刀剣評価鑑定士」資格認定制

度を具現化。また登録証問題を考えながら法令遵守（コンプライアンス）を訴求し、組合ウェブを改善してIT化の推進を図りました。組合は刀剣商の地位向上をスローガンに、この難しい時代に取り組んでいます。

自分一人の力は微力でも、刀剣商のこれからをより明るい未来にできるのが組合です。

そして、組合は推進力を増すために力を必要としています。組合員一人一人の協力が未来を創ります。組合活動で商売が繁盛することはありませんが、組合活動を通じて刀剣商として成長することができます。まずは『刀剣界』編集委員の門を叩いてみてください。これから10年後の刀剣商業に期待して、一緒に歩んでいきましょう。

## 懐かしい思い出

理事  
冥賀 吉也

全刀商初代理事長柴田光男先生が私の恩師であった関係で、組合の草創期からいろいろお手伝いさせていただいた。

活動を通してさまざまな体験をさせていただき、非常に勉強になったと同時に、今振り返ってみれば懐かしい思い出がたくさんある。

鑑定倶楽部での刀剣審査会、最初期の組合交換会、今でも続く「大刀剣市」等々、歴史も34、5年が過ぎ、

草創期の組合を知る人も少なくなりつつある。

機会があったら、『刀剣界』新聞に一度、当時のことをご紹介したいとも考えている。

現在、『刀剣界』新聞の中で「質問箱」を連載させていただいているが、組合員の皆さまに少しでもお役に立てばと願いつつ、微力ではありますが邁進してまいります。

## 今回も理事をやらせていただきます

理事  
持田 具宏

今回も理事を拝命いたしました持田です。理事といっても、全国刀剣商業協同組合における働き手の一人だと思って務めてまいりましたが、今回はちょっと違うのであります。

まず、「大刀剣市」の図録を発行しないことになりました。皆さまのお手元に郵送で届く図録を発行してくれていた印刷会社の廃業、また昨今のコロナ禍において、編集に携わる全刀商の方たちの安全等を考慮してのことです。

しかしながら、ウェブ上では例年と同じように刀剣・刀装具・甲冑が見られるということです。これは、若手の理事を中心に、次の代の全刀商で活躍し

てくれる人々がいてくれるからで、誠に頼もしい限りです。

こちらはパソコンが苦手というより、パソコン自体わが家にはありません。ウィンドウズ98のノートパソコンはあるんですが、あまり使いませんでした。

スマホはライン上に作品の映像を映すためだけに使い、他の音声通話とメールはガラケーですし、スマホを買う時一緒に買わされたタブレットも使っていません。

こんな小生なので、これからは若手のお手伝いをするようになるのだろうなと思いました。

よろしく願います。

## 時代の変化

理事  
吉井 唯夫

つい先日、全国刀剣商協同組合の30周年を迎えたと記憶していましたが、新型コロナウイルスの世界的な蔓延による組合主体の「大刀剣市」「刀剣評価鑑定士」等の活動が中止また延期になり、はや1年半が過ぎようとしています。

世界中の企業の物流・人流も滞り、果ては東京オリンピックにまで延期の影響を受けています。

美術業界全般においても、展示会や催し、お茶会などが次々と延期・中止に追い込まれ、せっかくの良い作品もお客さまに紹介する機会がなくなったと頭を悩ませています。

それを踏まえ、各々の業界が少ない情報を元に感

染対策を施しながら、いかに盛り上げることができるか知恵を絞っているのが現状です。

当組合も令和3年の事業として「大刀剣市」を開催するべく、新しい試みとして、カタログを作らないホームページ上のみでの電子カタログを作成する等の、開催に向けた努力を日々模索しています。

少しでも、刀剣業界の成功に役立てますよう、他の美術業界と情報を交換しながら、40周年に向かって進んでいきたいと思えます。

まずは、新しい「大刀剣市」を楽しんでいただけたらと思えます。

## 東京美術倶楽部のコロナ禍対策と刀剣交換会 長期戦に対応する「新しい日常」

本年1月、「中国武漢で新型コロナウイルスによる感染症流行の兆し」との記事が出た。毎年のインフルエンザをはじめ、過去にも東南アジアや中東で大流行する感染症を心配しつつも「高齢者や基礎疾患のある方は注意が必要だが、大方は軽症で終わる」との情報に、対岸の火事と感じていた方も多かったであろう。3月までは。

世間で感染拡大懸念が伝わる中、刀剣界などの美術業界に感染者は出ていなかった。しかし、3月21日に陽性反応者発生連絡が回る。東京美術倶楽部を会場とする会主の対応は迅速であった。

ここで少し組織の概略を確認させていただく。東京美術商協同組合(以下「東美」)はさまざまな美術品を扱う約440の美術商で組織する協同組合であり、東京美術倶楽部(以下「倶楽部」)は東美の交換会やお茶席、展示会などに会場を貸す株式会社である。

東美組合員は組合出資金を納めるとともに、倶楽部の株券を購入し所有する。よく倶楽部員と称するが、協同組合と貸席会社の異なる目的組織に同時に属する。運命共同体の関係である一方、運営はそれぞれ、理事と取締役が担っている。倶楽部では東美本体の交換大会のほか、東美組合員が会主となる私設交換会を開催している。

話を戻そう。3月23日開催の道具の交換会では、出品量が多く大きな品物もあり、一部は既に前日に飾られていたが、感染拡大を懸念した苦渋の選択であろう、直前に中止の英断が下された。

倶楽部は交換会に強制的な休会要請はせず、2週間は自主的判断に委ねた。

3月23日に東美理事会開催。同27日に東美と倶楽部が連携し、コロナ対策本部を設置。同30日には、①感染予防対策(検温・マスク着用・手指消毒・うがい励行・換気)、②本部員の情報共有と正確な開示、③組合員への正確な告知、④貸席に換気の良い3階使用、3密回避のため食事禁止一の方針を打ち出している。

その後、4月8日に政府の緊急事態宣言、同16日に東京都の休業要請が発せられると、外出自粛、貸席会場閉鎖、事務所時短と矢継ぎ早の対応となった。

なお東美3月以降の諸会議、4月13日の臨時理事

会は、3階会場の半分を使い、机を大きく口の字に配し、約20名でのソーシャル・ディスタンスをしっかりと確保、発言はマイクを通じて行うこととした。さらに4月24日の理事会は初のリモート会議とし、会場とのZoom併用にて行われた。

3月23日から5月末日までに、55の交換会はほとんどが休会となった。交換会休会に伴い、経済活動の停止に対応した公的支援に関する丁寧な広報が四月に配布された。公的手続きは時間がかかる懸念もあることから、同時に組合員に向けた東美独自の「特別融資制度」が早急に設けられた。東美と倶楽部への預け入れ資産を担保に、銀行から低利の借入れが短時間で実行される。

多くの国民の協力態勢の下で、感染者数も安定しつつあった5月15日、都では休業要請解除を見据えて段階的な解除の骨格(ロードマップ)が「ステップ」で表現された。同22日には倶楽部主催「新しいあたりまえ」を工夫・定着させる貸席利用ガイドラインが発表され、質疑応答と倶楽部提案の会場設営公開があった。だが刀剣業界には不向きな面もあり、1階も機械での外気換気が可能で使用依頼もあり、6月16日から18日と続く刀剣の交換会は、1階でモニター設置と3密防止座席レイアウトを提案し



倶楽部提案の交換会デザイン。  
座席にソーシャル・ディスタンスを確保し約100席

受け入れられた。

その後の協議を経て翌週5月30日、「緊急事態宣言解除に伴う営業体制」が案内された。会場設定もその3日間で日々進化した。この時点では「ステップ2」であり、イベント開催は100人までとなっていたが、その後ステップ3に進み6月19日に休業全面解除となると、各交換会もこれに従うこととなった。

東京美術倶楽部の基本方針を記載する(6月末現在。7月に飲食一部緩和)。

- ①倶楽部内は3密を回避する運営
- ②マスク着用(飛沫防止)、手指消毒・手洗い・うがい励行
- ③会場入場時の検温、発熱者・体調不良者の来場自粛
- ④館内での食事・飲酒禁止

#### ⑤来場者リスト提出

あらためて認識したいのが、諸要請は解除されたが、まだ新型コロナウイルスの特効薬もワクチンもなく、日々感染者は発生し、死亡者も出ていることだ。抗体を持っていても再発しない保証はなく、自覚症状がなくても近い人にうつし、相手によっては死に至らしめることもある。60歳以上の死亡者が多いが、若くして命を落とす方もいる。

コロナ禍を機に、世の中はさまざまに変化し、苦難を乗り越えようとしている。われわれの業界も、次代に向かって変化を恐れずに行動することが今、求められているのだろう。

(伊波賢一)

## 再開した交換会は新方式で 東京美術倶楽部で3カ月ぶりに開催

新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、特別措置法に基づく緊急事態宣言が七都府県に発せられたのが4月7日のこと。16日には、政府が緊急事態宣言を全都道府県に拡大。東京は特定警戒都道府県と位置づけられ、最低7割、極力8割の接触削減の実現が呼びかけられました。

東京都の緊急事態措置に基づく休業要請が発せられると、われわれ組合員も自粛を余儀なくされ、店の休業、市場の休会と、業界の基盤を揺るがされる事態に追い込まれました。刀剣関係の市場が開かれる東京美術倶楽部ビルも休館となってしまいました。

刀剣の市場は、先の大戦中でも休むことなく運営されていたと聞きます。長い業界の歴史の中で、今回は負の歴史として刻まれる未曾有の出来事となったわけです。全く商売ができなかった方もおられ、皆さまが辛い思いをされたことと思います。

再開する交換会を安全に開催するにはどうしたら

いいか。6月12日夕方、東京圏の組合理事13名を中心として、安全対策会議が新橋プラザビル内の東京美術刀剣商業協同組合において開かれました。会議の冒頭、深海理事長から「東京美術倶楽部の要請も踏まえ、総理大臣認可組合であるわが組合の交換会の場から万が一にも感染者を出さないよう、徹底した感染防止対策を講じる必要がある」との説明があり、参加した理事からはその後の討議でさまざまな対策が提案されました。

3時間以上にわたる協議の結果、新しい安全な交換会の形として、①入場者全員の検温を実施し37.5度を超える方は入場をお断りする、②マスクを着用する、③アルコール消毒液による手の消毒を行う、④会場では私語を慎む、⑤水分補給を除き会場内での飲食は禁止とする、⑥品物の並べ方をコの字型にすることで参加者間の距離を保つ、⑦セリ台の品物をカメラを通してディスプレイに表示し入札ミスを防ぐ、等々、多くの方針が取り入れられました。

3カ月ぶりに開催された6月17日の組合交換会では、実際にこれらの対策が実施されました。

今まではセリ場の前に集合して品物の品定めが行われていましたが、この日は密を極力避けるために、競り開始前に品定めをしていただくこととしました。そこでは、品番などのメモを取る会員も散見されました。

午前10時前には交換会の準備がほぼ整い、深海理事長の挨拶に続いて市場がスタートしました。従来



これからの安全な交換会運営について討議した

の市場風景とは違う形になりましたが、皆が変わらず元気な姿で集えたことは何よりでした。

いつもなら、お昼にはお弁当を食べながら歓談のひとつ時があるのですが、今回は会場内での食事は禁止。しばらくは我慢ですね。

交換会終了後は理事会が開催され、本日の反省も踏まえ、今後の交換会や組合事業の運営について話し合われました。品物の下見は市場が始まる前だけでなく、途中の休憩時間を適宜利用しては、との提案もありました。安全対策については絶対に感染者を出さないよう、あらためて各人が認識を強めました。

ああ、中国発の新型コロナさえなかったなら……と恨んでいても始まりません。これからわれわれは、日々の努力でこのコロナ禍を乗り切っていかなければなりません。

本紙前号で深海理事長が書かれていたように、業

界のインフラには全く変化はなく、刀剣業界は決して不景気でも不況でもありません。それぞれが健康を維持してこの苦境を乗り切れれば、遅れはいくらでも取り返せるのです。この指針は誠に力強く、大きな励みになっています。

みんなで力を合わせ、刀剣商業界の1日も早い回復を目指そうではありませんか。

(生野 正)



従来の風景とはやや趣を異にした交換会

## 家賃支援給付金・持続化給付金の受給について

### 〈家賃支援給付金〉

本件は既に組合事務局から各位に関係資料をお送りし、ご案内していますが、あらためて「家賃支援給付金」についてご紹介します。

この公的支援策は、新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的として実施されるものです。私たち刀剣商も例外ではなく、厳しい運営を迫られています。テナントを賃借されている組合員には、ぜひとも活用していただきたい制度です。

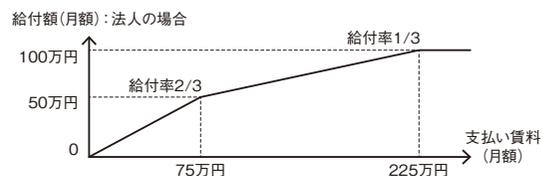
給付対象となる条件は以下の通りで、3条件全てを満たす必要があります。

- ①資本金が10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者のいずれかであること。
- ②5～12月の間で、いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少しているか、連続する3カ月の売上合計が前年同期比で30%以上減少していること。
- ③自らの事業のために占有している土地・建物の賃料を支払っていること。

条件に当てはまれば、法人で最大600万円、個人事業者で最大300万円の給付を受けることができます。

給付額は、申請時の直近1カ月の賃料に基づいて、まず月額給付額を計算し、その6カ月分が一括で給付されます。月額給付額の算定方法は少しややこしく、賃料が75万円(個人37.5万円)以下の分については3分の2、75万円(個人37.5万円)を超える分については3分の1が月額給付額になり、上限は月額100万円(個人50万円)です。

	支払賃料等 (月額)	給付額 (月額、6カ月分が一括支給)
法人	75万円以下	賃料×給付率2/3
	75万円超	75万円以下の賃料分の給付金(50万円) +賃料のうち75万円を超える金額×給付率1/3 ※ただし、100万円(月額)が上限
個人 事業者	37.5万円以下	賃料×給付率2/3
	37.5万円超	37.5万円以下の賃料分の給付金(25万円) +賃料のうち37.5万円を超える金額×給付率1/3 ※ただし、50万円(月額)が上限



例えば、個人で月額30万円の賃料を支払っている場合は、 $30万円 \times 2/3 = 20万円$ が月額給付額となり、6カ月分の120万円が給付されます。個人で月額45万円の家賃を支払っている場合、37.5万円を超える部分は3分の1ですから、 $37.5万円 \times 2/3 + (45万円 - 37.5万円) \times 1/3 = 27.5万円$ が月額給付額となり、6カ月分の165万円が給付されます。

なお、申請に必要な書類は次の通りです。

- ①賃貸借契約の存在を証明する書類(賃貸借契約書等)
- ②申請時の直近3カ月分の賃料支払実績を証明する書類(銀行通帳の写し、振込明細書等)
- ③本人確認書類(運転免許証等)
- ④売上減少を証明する書類(確定申告書、売上台帳等)

2021年1月15日までの間、いつでも申請できますので、該当される方は忘れずに申請してください。家賃支援給付金についてのご相談は、コールセンター ☎0120-653-930 (毎日8:30～19:00)まで。

みんなで力を合わせてコロナ渦を乗り切っていきましょう。今後とも有益な情報はお知らせしてまいります。

(生野 正)

#### 〈持続化給付金〉

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

#### 【給付額】

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

#### ■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)

— (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

#### 【給付対象の主な要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。

③法人の場合は、

(Ⅰ)資本金の額または出資の総額が10億円未満、または、

(Ⅱ)上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者。

※6月29日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」「2020年1～3月に開業した事業者」の申請受付を開始しました。詳細は、以下のHPをご覧ください。

#### 【申請サイト】

「持続化給付金」の事務局HP

<https://www.jizokuka-kyufu.jp>

#### 【申請要領・よくあるお問い合わせ等】

上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認いただけます。

経済産業省HP(持続化給付金)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

#### 【お問い合わせ先】

持続化給付金事業コールセンター

直通番号：0120-115-570

IP電話専用回線：03-6831-0613

受付時間：8:30～19:00

※8月(毎日)、9～12月(土・祝日を除く)

## 東京美術倶楽部の新型コロナ感染対策 進化する「新しい日常」

本紙第54号にて、新型コロナウイルス感染症に対応した東京美術倶楽部(以下「倶楽部」)の姿勢をご案内した。

夏になれば気温も湿度も上がるから自然に収束に向かうのでは、という一部の希望的観測は簡単に崩れ、半年がたった本稿執筆時、東京の1日の感染者数はおおむね100～250人と発表されている。そんな中、われわれが市場会場とする倶楽部の前回に続くその後の対策をお伝えする。

コロナ対策本部を設けた倶楽部の先に挙げた①3密を回避、②マスク着用、手指消毒・手洗い・うがい励行、③来場時の検温、参加者リスト提出、④食事・飲酒禁止をガイドラインとし、東京美術商協同組合(以下「東美」)は主催行事の再開を新たな施策で挑戦した。「挑戦」としたのは当然従来の環境では、倶楽部の挙げる条件を満たさないため、新たな基準で運営を進めることにある。

一方、美術全般の私設交換会は6月から人数制限

をして開催され、その後大会も開催可能となり市場は動き出した。

東美は4月恒例の大会を中止しており、再開が待ち望まれていたが、参加者がおよそ400名になる大会は密である。しかし6月19日から「ステップ3」に移行し1000人までのイベントが開催可能となり、計画は密を避けて実行へ向かう。その特別交換会として第1部7月2日にネット入札会、第2部7月16日にパドル交換大会が開催された。

まず通常開催日前日1日のみの飾り付けと下見期間を、4～5日設けて参加者を分散した。前者はパソコンと紙入札、後者は座席を離れた会場や館内数か所にモニターで作品を写し、各自がパドルを挙げて発声は競り手のみとし、密と飛沫感染を防いでいる。

当然、戸惑いもあり、出品数減に伴い総額も通常には至らなかったが、高く売れるものもあり改善点もわかり、挑戦は良かったと言えるだろう。

対外催事では、お茶道具や陶磁器、絵画を数多く並べる7月の中元正札会が中止となり、12月の歳末正札会はネットと内覧を併用した陳列スペース貸しとなる「東美アートモール」へと変更予定である。東美特別展や東美アートフェアもその開催時期や運営方法が議論されている。

7月の新方式の大会を基に、9月の交換大会をパドル方式で開催した。私設交換会の大会が続く中、参加者も戻りつつ、高額商品も出て今後への下地を固めた感じである。さらに11月には下見期間や参加人員、出品数に制限を設けながら、競り直前の品物確



東美パドル交換大会の様子

認や昼食可能な大会が予定され、挑戦と進化は続く。

東美の知恵を絞った進化に呼応するように、倶楽部では利用者の安心・安全に向けた環境整備を進めている。入り口のアルコール配備、事務所受付のビニールシートやサーモ装置、非接触体温計無償貸し出しは既にご存じと思う。

これに加え、殺菌・ウィルスの不活性化能力を保持した「紫外線発生装置」、TPAフィルター使用の電磁波「空気清浄器」の設置、共用スイッチ・ドアノブへ抗菌・抗ウイルスコーティング剤の定期的塗布、エレベータ、トイレへ「クレベリン」配置などがこの秋から実施されている。

日本は欧米に比べて感染率も抑えられているが、これらに応え、今後も各自の適切な行動が望まれている。

(伊波賢一)

## 古物営業法に基づく盗難品の取り扱いについて

われわれ刀剣商・古物市場主は常に、盗難品が持ち込まれるというリスクにさらされています。万が一にも盗難品に関する取り扱いを誤ると、懲役や罰金刑、営業停止や営業許可の取消などの刑罰が与えられ、その結果、のれんに傷がつき、営業にも多大な影響を被ることになります。次ページの記事も参考に、今一度盗難品に関する古物営業法の要諦を確認してみましょう。

### 1、警察への協力義務

刀剣商・古物市場主は、警察による「品触れ」「差止め」に応じて盗品などの発見に協力し、警察職員による「立入り調査」に協力することが義務付けられています。

■品触れ＝警察本部長等は、盗品などの発見のため

に必要と認める時はこれに該当する古物の届出を求めることができます。これを「品触れ」と言い、通知された書面のことを「品触書」と言います。

品触書を受け取った時は、その品触書を受け取った日付を記載し、その日から6カ月間保存しなければなりません。また、品触書に記載されている被害品が持ち込まれたり所持していることに気づいた場合は、直ちに警察に届けなければなりません。

古物営業法第19条(品触れ)

[品触書保存等義務違反]懲役6月以下又は罰金30万円以下／営業停止

[品触れ相当品届出義務違反]懲役6月以下又は罰金30万円以下／営業停止

■差止め(保管命令)＝警察本部長等は、古物商・

古物市場主に対し盗品等の疑いがある古物については、30日以内の期間を定めて、その古物の保管を命じることができます。これを「差止め」と言います。差止めを受けた古物は販売することはできず、委託を受けた古物であった場合には持ち主に返すこともできません。

古物営業法第21条(差止め)[差止め物品保管義務違反] 懲役6月以下又は罰金30万円以下／営業停止

■立入り調査=警察職員は必要があると認め時は、営業時間中に古物商の店舗、古物の保管場所、古物市場等に立ち入り、古物および帳簿などを検査し関係者に質問することができます。また、警察本部長等は、必要があると認め時は、古物商等から盗品等に関し報告を求めることができます。

古物営業法第22条(立入り及び調査)[立入り等の拒否等] 罰金10万円以下／営業停止

## 2、不正品の申告

古物営業法では、盗品の流通を防止するための三大義務の一つとして、古物に不正品の疑いがあると

思われる時は、直ちに警察官に申告することが義務付けられています。不正品の疑いがあると思われる時は、買取や販売を取りやめ、できるだけ早く通報します。そのまま保管等をする、不正品申告義務に違反します。

■申告の方法=不正品の疑いがあるものが持ち込まれた場合には、スタッフ同士であらかじめ合図などを決めておき、相手にわからないように電話などで通報するのが効果的です。また、買取後に不正品の疑いを持った場合でも、所轄警察に申告を行い、その真偽を確認する必要があります。

古物営業法第15条第3項(確認等及び申告)[不正品申告義務違反]営業停止

## 3、盗品等の返還義務

古物商が入手した古物が盗品又は遺失品だった場合、被害者等からの請求があった際には、法に定められた期間内は返還する義務があります。

■返還義務=入手した古物が盗品又は遺失品だった場合、被害者等から請求があった際には、左表の通りの返還義務があります。

民法第193条・194条(盗品又は遺失物の回復：特例事項)、古物営業法第20条(盗品及び遺失物の回復)

古物商に対しては、盗品や遺失物を取り扱わないように細心の注意を払う責任があるとして、一般の人より重い責任が負われています。被害に遭わないためにも普段から盗難等の情報に注目し、買取時の相手にはあらためて配慮するよう心がけましょう。

(飯田慶雄)

古物の入手元	無償・有償	期間
一般のお客さまから入手	無償	2年間
競売、古物業者から入手	無償	1年間
競売、古物業者から入手	有償	1年から2年

## 新作鐔が盗難被害

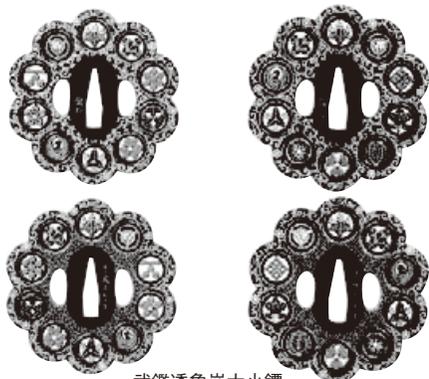
彫金作家で、(公財)日本美術刀剣保存協会・新作名刀展無鑑査の玉岡俊行さんが盗難被害に遭った。盗まれたのは、自身の作品10数点。4月14日、玉岡さんと家族が自宅を留守にした午前9時半から12時ごろまでのわずかな間だった。玉岡さんは故・佐々木恒治さんに師事し、肥後流の精緻な透かしと象嵌の技術を究める第一人者だが、これらの作品は近く個展を開く予定で集めていた。何らかの情報をお持ちの方は、下記まで連絡をお願いします。

玉岡俊行=〒790-0901 愛媛県松山市新石手231

☎089-977-2449

### 〈被害品〉

- ①武鑑透鐔 平成3年新作名刀展出品
- ②桐紋透鐔 平成4年新作名刀展出品
- ③武鑑透象嵌大小鐔 平成10～14年新作名刀展特賞 10点
- ④吉野竜田川透象嵌大小鐔 平成21年新作名刀展出品
- ⑤助真捺写(玉岡俊行作総金具)
- ⑥合口短刀拵(付郷田靖献作欄間透小柄)
- ⑦池田孝寿作縁頭(ほか)



武鑑透象嵌大小鐔

盗難被害を報じた本紙第11号



無償で持ち主に返った武鑑透象嵌大小鐔

## 盗難の鐔が7年越しに返還

平成25年4月15日、現代を代表する鐔作家・玉岡俊行氏の元から14点の作品が盗まれるという事件が発生した。被害に遭ったのは自身が製作した武鑑透象嵌大小鐔7組と九曜紋透鐔1点、木瓜形桔梗紋透鐔1点、木瓜形桐紋透鐔1点、四方猪の目象嵌大小鐔1組、ほかに所蔵していた拵2点、縁頭1点の計14点。発生当時は品触れとして通知され、『刀剣美術』第676号に告知され、本紙第11号にも掲示した(前ページ)。

今回、これらの作品の一部が発見され、玉岡氏の元に寄贈という形で返還された。

本年7月、東京都内のI刀剣店に玉岡俊行作の大小鐔6組を売却したい旨の問い合わせが入った。日本美術刀剣保存協会の受賞作ばかりだという。玉岡氏によれば「受賞作の類は一切他人に譲っていない」とのことで、盗難品の疑いが濃厚なため、直ちに警視庁に連絡を入れた。

すると、「当時、確かに被害届は出ているが、作品の詳細までは確認できず、かつ7年が過ぎて時効となっていることから、事件としては取り扱えない。同じく無償返還権も2年で消失しているので、返還義務も起こり得ない。購入の是非は自己判断で」との返答であった。

購入に関して法的問題はないことが確認されたので、I刀剣店ではこれらを買取り、念のため

玉岡氏に資料を送った。その結果は「確かに盗難被害に遭った私の作品である」とのこと。同店では道義的に元の持ち主に返還されるべきものであると判断し、寄贈という形で返還することとした。

今回返還された作品は、

- ①武鑑透象嵌大小鐔 平成10年作
- ②武鑑透象嵌大小鐔 平成11年作
- ③武鑑透象嵌大小鐔 平成12年作
- ④武鑑透象嵌大小鐔 平成13年作
- ⑤武鑑透象嵌大小鐔 平成15年作
- ⑥四方猪の目象嵌大小鐔 平成23年作

なお玉岡氏に確認したところ、いまだに発見されていない作品は、

- ①武鑑透象嵌大小鐔 平成14年作
- ②武鑑透象嵌大小鐔 平成17年作
- ③木瓜形桔梗紋透鐔
- ④木瓜形桐紋透鐔
- ⑤九曜紋透鐔(錆付け未完了)
- ⑥助真拵(玉岡俊行一作金具)
- ⑦短刀拵(玉岡俊行一作金具)
- ⑧縁頭 銘 応長常図補之 池田孝寿

の計8点とのこと。今後、業者に買い取りの依頼などが来る可能性もあり、各組合員は注意の上、もし見かけた際は玉岡氏まで連絡されたい。

## 理事長に聴く「刀剣界の展望と当組合の今後の課題」

### 相互扶助の精神に立ち返り、堅実な運営に徹しよう

■新型コロナウイルス一色で過ぎてしまった観のある令和2年。今年は果たしていかなることになるのか。刀剣業界は、そして当組合は一。年頭に当たって、今後の展望と組合のあり方について深海信彦理事長に聴いた。

明けましておめでとうございます。皆さんは、令和3年の日の出をどのような決意で迎えられたでしょうか。

昨年は春先から新型コロナウイルス感染症の流行に見舞われ、刀剣業界も大きな影響を受けました。組合交換会は4月、5月と休会し、総会も紙面総会

を余儀なくされ、「大刀剣市」も中止となりました。

私は本紙第53号で「この苦境に打ち克つ」と題し、何より命を大切にその後を備え、コロナとの長い闘いに対峙していこうと呼びかけました。

今年もコロナの終息がなければ何事も始まらない、といった風潮の中で始まりました。確かに景気



への影響は小さくありませんが、取引価格の上では、われわれの業界は比較的乱高下がない業種であるとは言えるでしょう。また、夏に東京オリンピック・パラリンピックが開催されるとすれば、これが国民の意識に好影響を与えないはずはありません。刀剣景気を後押ししてくれるような追い風となることは間違いないでしょう。

思い返せば平成24年、「エヴァンゲリオン新劇場版」と日本刀とのコラボレーションが始まり、国内20数カ所に加え、パリやマドリッドでの展覧にも多くの観客を動員しました。同28年にはシミュレーションゲーム「刀剣乱舞」に触発されて刀剣女子が登場、そして昨年は「鬼滅の刃」が空前のヒットとなりました。いずれでも刀は重要なファクターです。

メディアの関心も依然として高く、NHKBSをはじめテレビ各局も日本刀を取り上げようとしています。刀剣に期待し、後押ししてくれる外からの風にもわれわれも応え、内から何か新しいものを発信していきたいものです。

## 刀剣商の社会的地位と生活の向上を目指して

33年前の組合設立当時と現在を比較すると、加入組合員すなわち賦課金を支払っている方の数は、ほとんど変わりありません。ここ数年、170名前後の組合員数に対して、発足当時は180名前後。昨今の景気や他組合および公益法人の会員数の動向から見て、この変動の差は驚くべき数字です。これはおそらく、全国中小企業団体中央会に加入する約2万8,000の組合・団体の中でも数少ない事例ではないでしょうか。

組合員数が半減したとなれば、組合自体の問題として対処しなくてはなりません。ほぼ同水準で推移してきた状況を見れば、安定していると見ていいでしょう。これが刀剣商業界の実態を表す数字であり、内外の愛刀家に対応し得る、ほぼ必要にして十分な実数とも言えるのではないかと思います。あとは質の向上を目指すことがテーマになります。

われわれの組合は、そもそも何のために設立したのでしょうか。まず第一は「社会的地位の向上」。昭和61年の時点では、そのことがまさに悲願でした。当時、「刀剣商」という職業は電話帳にも載っておらず、古美術商の一分野として以外は社会的に認知されていなかったとさえ言えます。

33年間やってきた結果、どうでしょうか。諸官庁や関係団体から、刀剣商はその存在を認められ、職

業として確立していると見られています。そういう意味で第一の目的はほぼ達成しており、今後は継続してその信用をおとしめないよう、さらに認知度を高めるように努めなくてはなりません。

第二が「生活の向上」です。刀剣の売買は全て信用が基になっています。個々の刀剣商の社会的地位が向上し、信用が高まれば、おのずと刀剣商の生活は向上していきます。個々の利益については組合が直接関与できる課題ではなく、組合員であることの信用性を生かし、各自の事業の向上に役立ててほしいということです。

組合では一昨年、個々の組合員がさらに生活の向上を遂げるために「刀剣評価鑑定士」という資格認定制度を事業化しました。

どんな業界にも資格はあるのに、刀剣業界に今までこの制度がなかったのは、むしろ不思議なくらいでした。この資格を得ることによって刀剣商の信用がさらに増し、売買の成果に表れ、生活の向上につながっていくという善き循環を目指しました。

この実現に、われわれは外部の機関の協力も得ながら膨大な作業を重ねてきました。このノウハウを生かして一般向けに「刀剣検定」が開設できれば、刀剣に一層の関心を持っていただけます。

今、老若男女を問わず学習意欲は旺盛で、上級学校に通う、専門的な研究サークルに参加する、得られた知識や情報をウェブで発信するといった傾向が至る所で見られます。このアカデミックな欲求に刀剣をもって応えようということ。世の中が落ち着いてきて条件が整ったら、ぜひ刀剣検定の事業化に取り組みたいものです。それによって、刀剣商の利益にも寄与していくことを目指します。

## 組合活動の基盤となる「相互扶助の精神」

本当はこれが第一義なのです。これが組合にとって最も重要な要素でありながら、一番足りていない部分です。

公助・共助が大事だと言うは易く、自分と家族以外のために汗をかき、知恵を絞り、働くことは実は自己の利益とは相反するものです。しかし、誰かがこれを行わなければ組合そのものは成り立たず、維持もしてこれなかったでしょう。創立以来、働いている人は組合のために、ひたすら働いてきました。しかし、残念ながら、何らの働きもしない組合員が圧倒的に多かったのが現実です。

現在の組合の収入源になっている公共関係、一般

からの買入れや査定・評価に当たっている理事は、この2年間でS理事38回、H理事35回をはじめとして96回も対応しており、遠くは愛媛県などもあります。

行動が見える交換会や大刀剣市と異なり、組合員が全く知らないところでの自己犠牲は本当に貴いことで、今後、これが継続されていくのかという不安を覚えます。

この『刀剣界』も編集委員として関わっている方たちの無償の奉仕によって成り立っているのもあって、紙面で取り上げられたり顕彰されたりしている方たちのほとんどは、制作に関わっていません。組合の行う交換会や大刀剣市にしても、参加して自らの利益を追求するだけで、組合員のために働こうとすることは少ないと思います。

このままでは組合の永続性はない、という懸念は何年も前からありました。それでも続いてきたのは、創立当時を知り、その精神を伝える人たちがいるからであって、今や70歳代となっています。未だ現役で組合活動を行っている方たち数名のパワーが衰え、相互扶助の精神が受け継がれなくなれば、どうなるでしょうか。その結果は既に見えつつあると言っても過言ではないでしょう。

組合に加入さえしていれば、出資金2万円を払いさえすれば、組合が何かしてくれるだろう、と思っているとしたら、それは間違いです。そうではなくて、組合は相互扶助の精神に基づいて、社会的地位の向上と、個々の組合員の生活向上に寄与し得るように諸官庁や公益法人、団体等と情報交換をしなければなりません。その組合の努力を、個々の営利にぜひ生かしてほしいのです。

残念なことに、組合が先細りするとすれば、最大の要因は、相互扶助が成り立っていないということでしょう。このような事例は、政府の外郭団体である中央会に加入する組合・団体にあまねく共通しています。われわれの組合も相互扶助がない限り、発展の見込みは薄いということを、ぜひ理解していただきたいのです。

すなわち、皆のために尽くせば、やがてそれは我が身に返ってくるということなのです。

## 変化の中での大刀剣市や交換会のあり方

大刀剣市に関しては、組合の一行事にとどまらず、広く内外から注目されて32回を数えました。これは良くも悪くも、刀剣商が外部から評価を受ける

機会です。良ければ高く評価され、いったん不祥事でも起これば、一部の組合員がその原因であっても全組合員・全刀剣商の関与が疑われかねない事態にもなります。まさに諸刃の剣であるので、さらに慎重な運営が求められます。

歴代の理事長が意図してきたのは、この組合を維持するために、交換会と大刀剣市を拡大発展させることでした。大刀剣市は唯一外部に刀剣商の良い実態を知らしめるということで、大いに意義がありました。回を重ねて出店数は多くなりましたが、今後も同じやり方で良いものなのでしょうか。

運営方法にもいろいろあって、組合が主催する今まで通りの方法もありますが、ほかにも大刀剣市を発展させる方法はあると思います。その検討段階に入っているのではないのでしょうか。

昭和の発想・やり方と、平成・令和とではそれぞれ異なってしかるべきだと思います。十年一昔と言いますが、人の心や社会の仕組みが同じであるはずがありません。その変化に合ったやり方を実現していくことが重要です。

コロナ禍の厳しい状況下にあるからこそ、その機会と捉え、組合が昭和から平成にかけてやってきたことを、令和に向けて根本から見直してはいかでしょうか。そのためには莫大なエネルギーが求められますが、覚悟を持って改革に当たらなくてはなりません。

交換会のあり方や与信の制度、取引方法や開催回数についても見直しが迫られています。

前述の組合員数とも関係しますが、新しい組合員が多くなればなるほど、交換会での信用に関して問題が生じる可能性が高まります。現在の交換会における買い高制限は250万円ですが、加入者の増加という歓迎すべきことの一方で、無担保状態での与信の問題も生じてきます。

あえて申し上げれば、組合の諸事業を行うに当たってネックとなっているのが、誤った解釈の平等の原則です。組合員の平等の原則と経済の原則を同時に満たしていこうとすると、そこに矛盾が生じます。交換会の与信にしても然りで、一律の信用を与えてきた結果、経済的に行き詰まった組合員により被害を被った例が過去にいくつもあって、組合の財政を圧迫してきました。

この辺りも慎重に見直しをすべき点であろうと思います。

## 評価査定と買入に重点を置く組合運営へ

それでは、組合活動の基盤を何に置くかということになります。組合を円滑に維持していくには莫大な資金を要しますが、設立当初から財政は交換会の歩金収入に大きく依存する傾向にありました。

それによって収支予算を組んできたそのやり方が今、通用しなくなりつつあります。

昨年はコロナの影響も大きかったのですが、実は一昨年もその前も低下傾向にありました。昨年の3月以降には、会場費などの開催経費が歩金収入を上回る月が3回ありました。このような経営形態は、形の上では収支予算が作れても達成できていないのが現実であり、令和3年度もその実現はきわめて難しいと言えます。

では、それに代わるものはあるかと言うと、一般から買入れた刀剣を組合の交換会で売却し、その差益を組合運営の経費に充てているのが現状です。先ほどの相互扶助の話にも出てきましたが、長年にわたって積み重ねてきた正直な買入れ担当役員や事務局員の真摯な対応のおかげで、その額も増加しています。

しかし、これは気をつけないと、一般の組合員の買入れを阻害するかもしれません。

組合が公益的な機関とすれば、いわゆる民業の圧迫となりかねません。

一般的な買入れや処分の相談については、全国の個々の刀剣商が独自の戦略を展開し、自由競争で大いに買入れしていただきたい。組合は決してそれと競合したり、阻害するものではありません。

しからば、組合が民業を圧迫しないで買入れをするにはどうしたらいいでしょうか。

最近では期せずして、都道府県の教育委員会から紹介を受ける例が増えています。登録審査に来た方に相続のための査定や売却の相談をされた場合、そこでは個別の刀剣商や古物商を紹介するわけにはいきません。組合はその受け皿になる資格があるし、それは国の認可を受けた組合の使命でもあると言えるでしょう。

持ち主や遺族の意思として、査定価格が高いから売る、安いから売らないということとは別に、先祖から伝えられたものだから公的な機関で処分したい、時には安心できる場所に寄付したいという方もおられます。組合はそうした期待に応えていきたいと考えます。

今後は、教育委員会や公益財団法人などの公的機

関に刀剣類の評価査定や売却の相談があった場合、組合をご紹介願う仕組みを確実にしていきたいと思えます。この事業を充実させるところに、展望が開けることを期待しています。

なお、組合員の皆さんにご理解いただきたいのは、時には遠方に出張し、買入れや査定に当たる役員も個々の事業者だということです。しかも無報酬です。私も兵庫県警察本部まで買い取り査定に訪問したことがあります。理事長の職にあれば当然のことですが、それ以外の理事が年間平均して48回出勤し、組合の収入を支えているのです。

「民業の圧迫だ」と言う前に、この辺のところをしっかりと見ていただきたいものです。組合の看板を担いで行ってくれる方も、普段は民業の従事者なのです。この相克に耐えている現実をわかっていたかかないと、相互扶助は生まれてきません。

## 所有書変更届の励行がもたらした登録証問題

平成3年、今から30年近く前に制作した『やさしい刀』は、発見届から名義変更、諸法規まで網羅しています。この目的は、組合員が商売に活用していただくことと併せ、警察庁所管の組合だから、防犯行政に協力する姿勢を示そうということもありました。

われわれの商売を有利に展開させようとの目的で、発見届の円滑化をまず取り上げています。一般の方もわれわれ刀剣商も、善意の届け出に対しては経緯は問われず、届け出たことを尊重して受理されるようにという警察の理解を得るためでした。

次に、これは実は文化庁や教育委員会の管轄ではあったけれども、銃刀法第14条に則り所有者変更届を励行しようと、広く呼びかけを行いました。

30年間呼びかけた結果、発見届がスムーズに行えるようになったかと言うと、必ずしもそうはなっていません。それに対して、所有者変更は刀剣商が率先して届け出るようになり、以前と比べて莫大な所有者変更届け出数となりました。

しかし、その結果、予想以上に、行政側のミスも含めて、銃砲刀剣類登録証の改ざんが露呈してきました。それにより、正直に所有者変更届をして合法的に刀を持つという当事者が、自分の関知しない過去の問題の責任を問われることになってしまったのです。

登録証の記載内容と台帳の情報に少しでも違いがあると、届け出は受理されません。教育委員会の担当者や登録審査委員の転記ミス、銘文が読めないこ

とによる誤記などで、届け出をする側に何ら落ち度がない場合も同じです。

甚だしい教育委員会に至っては「警察へ行ってくれ」「刀を元の持ち主に返してくれ」と言うばかりです。事件性のない刀を警察に持っていったり、元の持ち主に返したりして解決することでしょうか。

われわれが合法的に刀剣を所持できるようにと長年努めてきたのに、所持者が不利益を被る最悪な事態を導いてしまったのです。こんなことなら所有者変更届の励行など、むしろ呼びかけなければ良かったのではないかと批判さえあります。

この件については引き続き、教育委員会・文化庁・警察庁に理解や善処を求めていきますが、警察は文化庁の問題だとあまり積極的ではなく、文化庁が重い腰を上げるかどうか、確信はありません。

### 今こそ「相互扶助の精神」を

組合の実情を組合員や賛助会員ばかりでなく、外部の諸機関、関係各位にも知ってもらうことを大き

な使命の一つとして本紙『刀剣界』を発行してきました。10年間でそれなりに成果を上げてきたのではないかと自負しています。

当組合の理想は「小さな組合」です。大きな組合にする人も金もなく、必要ありません。今後は外見的に目立つ組合の事業を展開するよりも、もっと基本的な問題に取り組み、それを行政に直接・間接に伝え、個々の組合員の事業に大きく役立つことをやっていく小さな組合を目指すべきだと思います。大きなことは、大きなリスクが伴うものです。リスクのない小さな組合作りこそが、長く存続する秘訣だと思います。

関係諸団体や関係官庁との関係を緊密にし、一般の方からの買入れ情報や防犯情報を受発信する情報基地としての事務局を、強力に機能させていきたいと考えます。それが存続の基となると確信しています。

設立の精神に返って、皆さまとともに相互扶助を目指し一令和3年の年頭に当たり、あらためてこの言葉を掲げたいと思います。

## 組合活動の現状と当面の交換会運営について

■昨年一月に国内最初の感染例が発見された新型コロナウイルスは、1年を経て、感染者約34万例、死者4600名以上と報告されています。3月7日をもって首都圏の2度目の緊急事態宣言は解除となるはずでしたが、再延長されました。ワクチン接種の普及による集団免疫化もだいぶ先のように、予断を許しません。

当組合ではコロナ禍の下での組合活動について、安心・安全の見地から関係機関と協調し、可能な限

りの措置を講じてきました。併せて、長期にわたらざるを得ない不本意な状況を見据え、理事会や理事懇談会にて組合のあり方と活動全般を検討してきましたが、このほど交換会運営等につき当面の方針がまとまったので報告します。



### 全国刀剣商業協同組合特別交換会



平成30年に開催した特別交換会

## ★延べ会から現金会へ

組合では設立からの33年間、市場運営(交換会)を重要な事業と位置づけ、原則として毎月欠かさず開催してきました。当初は現金による売買決済でしたが、平成3年に延べ払いを取り入れ、現在に至っています。

年度ごとの実績を見ますと、10年前(平成24年度)の出来高合計は4億2,900万円でした。歩金は4パーセントですから、1,716万円の収益となります。ところが、この年は大きな事故2件が相次ぎ、合計783万円の未回収が発生してしまいます。それを差し引くと、収益は933万円です。

翌25年度の出来高は2億2,200万円、従って歩金収入は888万円のはずでしたが、3件319万円の事故がありました。26年度は1件ですが、46万円の未回収がありました。

結局、こうして10年間に合計1,140万円の不良債権が生じ、その処理ができないまま今期に至りました。

督促状を送っても支払いは実行されず、さらに内容証明郵便で催告書を送って不良債権の時効の中断を図るなど、回収に努めてきましたが、債務者の死亡や行方不明等により事実上回収不能の状態になっています。

そこで、今期中に全額を貸倒損失として会計処理し、負の遺産を来期以後に積み残さないことにしました。

さらに、今後このような事故が起きる心配のない現金会とします。

過去に現金会から延べ会に移行した際は、取引額の拡大を意図したものでしたが、今や現金会だから出来高が小さくて延べ会だから大きいなどといった、一律の傾向はないと言っていいでしょう。現に1億超の実績を達成している現金会もあるのですから。

その上に来期以後、工夫やアイデアを重ねてより良い交換会としていくことが期待されます。

## ★年2回程度の大会を開催

令和2年度の交換会実績は、緊急事態宣言下の4月・5月は休会としたこともあり、この3月の出来高を500万円と予測すると、年間出来高は5,500万円となり、当初予算の1億2,000万円に比して大きな差異が生じ、交換会だけの収支はマイナスとなります。

そもそも交換会というのは、会場費と人件費に引き合う歩金を得られれば成り立っていくものです。

組合交換会が仮に月1,000万円の出来高(現在では達成されていませんが)とすれば、歩金は40万円、必要経費は約22万円ですから、年間216万円の差益となります。交換会の直接経費だけで済むなら、毎回550万円の出来高でも収支はゼロとなります。

ところが、ゼロ収入では組合は運営できません。少なくとも1,200万円の一般管理費を賄わなくてはなりません。現状で組合費以外に大きな支えとなっているのは、刀剣類など買入れ品の売却による差益です。

15年ほど前までは、買い取りの依頼は多くはありませんでした。ところが、組合の存在が知られ信頼性が増すとともに次第に増加し、近年では都道府県教育委員会や公益法人の紹介も相まって、財政の大きな要素となっています。

組合の交換会が単に歩金収入を目的としたものでないことは、論を俟たないでしょう。定期的な組合員同士の親睦や情報交換、組合からのメッセージ発信も大切な役割です。しかし、それも正常な社会環境の下で闊達に開催運営されてのことです。

今、開催回数が多ければ、いかに慎重を期しても感染のリスクが増すことは間違いありません。そんな中、勇を鼓して参加されても、期待した売買結果が得られないのでは、誠に申し訳ありません。殊に遠方からおいでくださる組合員には、何とか報いる方策はないものかと模索してきました。

そこで、この状況下における緊急避難策ではありますが、当面、交換会の開催回数を年2回程度とし、大会もしくは準大会として催すこととします。まずは5月か6月に、次いで11月か12月ごろの開催を予定しています。

平成30年3月に特別交換会と懇親会を開催したところ、出来高4,275万円、参加80名という結果も得られています。組合の買入れ品や組合員の皆さんが持ち寄る優品を中心に、活発で効率の良い交換会にいたしたく存じます。

なお、この方針はあくまでコロナ禍における現状や、交換会の実情に対する当面のものであり、来期に至るまでの暫定措置でもあります。

ただ一つ言えることは、前述のように年間に多額な運営費用を要する組合としては、政府認可の組合ならではの事業に活路を見いだしてゆく必要があります。交換会の開催のみであれば、当日の会場費と人件費の支出だけで済みますが、組合員のための有益な事業展開をするためには、運営費に見合った、より積極的な活動が求められるということでしょう。

## 刀剣類の評価査定と買い入れに応じます

組合では常時、一般の方からの刀剣類の評価査定等の依頼に対応させていただいています。また、所有者の希望があれば、その場で買い入れもさせていただきます。

刀剣を相続する方々には共通の不安があるようで、相続した刀剣を錆びさせてはいけないという思いを重く感じ、組合に相談を寄せられます。そのような時、手入れの仕方をご指導することもあれば、また必要に応じて研師の方をご紹介しますこともあります。

買い受けた刀剣類は、交換会を通して組合員に渡り、そこから新たな愛刀家の皆さまに譲渡されていきます。この一連の流通により、適切に保存されていくことにもなります。

「刀剣・和鉄文化を保存振興する議員連盟」の総会にオブザーバーとして参加した折に、議員の一人から「刀剣の売買が活発に行われ、流通量が増大することが最も重要ではないか。伝統工芸の継承や地域振興は、刀剣流通すなわち売買が盛んになると深く関係している」とのご意見を伺いました。

日本刀は日本人の精神文化と深く結びついていることから、刀剣の流通が拡大し鑑賞される機会が増えれば、他の芸術・文化財にも好影響を及ぼすことでしょう。

この3月も、刀剣に関する当組合への相談が多数ありました。そのうち、東京都教育委員会よりご紹介いただいた方には、清水専務理事と筆者で伺い、評価査定を行った上で十数振の刀剣を購入させていただきました。

また、他県で多数の刀剣を相続された方の評価査



ご自宅に伺っての評価査定作業

定を、公益財団法人日本美術刀剣保存協会（酒井忠久会長）よりご紹介いただきました。このように年々、公的機関・公益法人等からご紹介いただく件数が増えてきています。

刀剣を所有されている家庭や個人の相談に応じ、いささかでもお役に立てることは、当組合存立の意義でもあります。どうかお気軽にご連絡くださることをお待ちしております。

この度ご紹介いただきました各機関の皆さま方にはあらためて感謝申し上げます。

（嶋田伸夫）

## 大刀剣市は11月19～21日に開催

### 感染防止に万全を期しつつ

皆さま方には平素より当組合の諸活動に深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

恒例の組合事業の一つ「大刀剣市」につきましては、組合関係者はもとより、内外の多くの愛刀家からもその開催に関心が寄せられています。去る2月17日の理事会において慎重審議の結果、本年の開催を決定しました。日程は11月19日（金）～21日（日）の3日間、会場は従来同様に東京美術倶楽部です。

ご承知のように、昨年は新型コロナウイルス感染症の全国的な流行により、32回続いた大刀剣市を安全と安心の観点から中止とさせていただきます。ただし、大刀剣市に初回から後援を頂いている産経新聞社が呼びかける「明美ちゃん基金」には、継続して浄財を寄付いたしました。

今年は既にプロ野球や大相撲が、入場者数の制限や可能な限りの感染対策をした上での開催を実施し

ており、今夏には東京オリンピック・パラリンピックも開催されます。さまざまな感染対策と併せて、ワクチン接種も次第に普及していくことでしょう。

しかしながら、新型コロナウイルスの終息にはまだ時日を要しそうで、今年の大刀剣市はコロナ禍の中での開催を覚悟しなければなりません。感染防止対策に万全を期し、皆さまが心待ちにしている大刀剣市にしなければなりません。

これまでの例に倣うと、実行委員会を五月の総会後に立ち上げ、6月初旬からの4カ月はカタログ制作に関わる写真撮影や編集の作業が続きます。これらを安全に遂行するのは、容易ではありません。

来場されるお客さまは例年、3日間で3000名を超えていましたが、今やその数は予想し難く、また入場制限などの対策が求められる可能性もあります。

これから実行委員会において具体的な準備を進めていきますが、今年は過去の大刀剣市と同じようにできないことも出てくるでしょう。コロナ禍の下での大刀剣市は、コンパクトな大刀剣市に見直す必要もあるかもしれません。

会場で皆さまと笑顔でお会いできますことを楽し

みにしながら、入念な準備に取りかかることといたします。

(「大刀剣市」実行委員長・清水儀孝)



東京美術倶楽部を会場として例年開催してきた

## 象牙製品等の輸出入防止の徹底を 経済産業省・環境省から当組合へ確認要請

種の保存法に基づいた特別国際種事業の登録更新の必要性は、前号で案内しているが、去る4月2日、経済産業省製造産業局生活製品課から、ワシントン条約によって国際取引が規制されている象牙製品等の販売時の対応について、次の2点の要請があった。正式な要請文書は「環自野発第2103262号」。

### 1. 象牙製品等の国外持ち出し防止対策の徹底



ワシントン条約適用前に取得した証明のない象牙製品等は、「外国為替及び外国貿易法」により国外の持ち出しが禁止されている。登録業者が国内で象牙製品等を販売することは法律を遵守した方法なら認められているが、いずれ外国へ

持ち出すことは原則できない旨の説明の徹底をお願いする。

### 2. 新たに製造された象牙製品の取扱いについて

適正に取得された原材料から製造された象牙製品は、標章を付すことによりその正当性を証明することができるので、新たに製造する際は当該標章を取得し、また販売する際には疑わしき製品を扱わないようにする。

オリンピック、パラリンピックで海外からの観客は入国できなくなったが、関係者の入国はある程度見込めるので、その対策と言えよう。

ちょうど4月10日の新聞記事に、今も象牙の違法取得が続けられ、国内流通を許可している日本が目ざれているとの掲載がある。われわれの業界ではあまり関係なさそうであるが、細かい点に注意を払い、義務を果たしていきたい。

(伊波賢一)

# 特別国際種事業者の登録有効期限(令和3年5月31日)にご注意ください!

平成29年に改正した絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)(以下、種の保存法と呼ぶ)により届出制から登録制度に移行した、ぞう科の牙に係る特別国際種事業について、平成11年3月18日から平成30年5月31日までに届出をした事業者は、令和3年5月31日に特別国際種事業者としての有効期限を迎えます。

対象となる事業者の届出時の住所宛て(変更届により住所変更の申請をされている場合はその住所宛て)全てに、種の保存法第33条の15に基づく登録機関である一般財団法人自然環境研究センターより、更新のお知らせの発送が完了しております。ところが、約2000件ほどが宛先不明で返送されてきました。郵便が宛先不明等で返却されている事業者一覧を同センターウェブサイトに掲載していますので、更新希望の方はご確認ください。

宛先不明の理由はさまざまかと思いますが、継続的に象牙を取り扱っている者が、有効期限を知らずに更新手続きをしないまま、引き続き6月以後も取引をされますと、違法状態となってしまいます。

一般財団法人自然環境研究センターウェブサイト内のお知らせ

「登録番号がA、S、Tから始まる事業者様へ」

<http://www.jwrc.or.jp/service/jigyousha/index.htm>

## ※注意点

- ・有効期限までに更新手続き(手数料:32,500円)を行わないと、特別国際種事業者としての登録が失効し、その後は象牙製品の譲り渡し等ができなくなります。
- ・失効してしまうと、その後は「更新」ではなく「新規登録」扱いとなり、新規登録にかかる手数料(33,500円)の支払い及び登録免許税(90,000円)の納付が必要となります。
- ・既に事業を実施していない場合には、在庫の譲り渡しを済ませた上で、廃止届を提出してください。廃止届提出後、または有効期限までに更新手続きをしなかった場合、それ以降は在庫の譲り渡しができまませんので、有効な登録がなされている間に適切に在庫整理を実施してください。

(経済産業省製造産業局生活製品課)

## 登録証問題を考える

登録証問題研究会

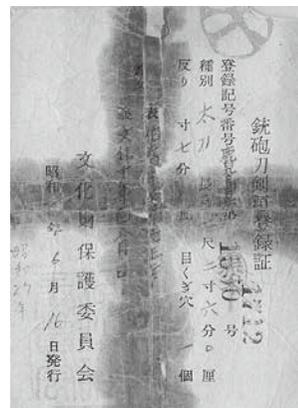
### 事例①

#### 文化行政は片手間

江戸時代後期の薩摩国の刀工、伯耆守正幸は「文化十年酉八月八十一歳造」などと刻銘し、八月日、八月吉日などとはしない。これは周知の事実であろう。

この刀は昭和27年に、鹿児島県で登録された刀である。これだけでも価値が高い。所持者が薩摩の人で、出所が良かろうと容易に想像できるからである。登録証はテープで補修されていたらしく、劣化が激しい。鹿児島県1712号(なぜか1550号とスタンブされ、訂正印が押されている)。

銘文は「伯耆守平朝臣正幸/文化十年酉八月日」と書かれているが、これで在籍が確認された。種別が太刀とあるのは、佩表に刻されている故で、不思議はなく、長さ二尺二寸六分、反り七分、目くぎ穴1個で、現品と完全に一致している。「八月日」としているのはなぜか。「単純な誤記だろうなあ」お



そらく本欄の読者の多くはそう考えるであろうし、筆者もそう思った。そこで、現物確認をして訂正交付してもらい、状態のよくない登録証を一新すれば、次の所持者も幸いであろうと考え、早速、鹿児島県に連絡した。

私「現登録証は劣化が激しく、しかも内容に不備があります。現物確認を希望します」

鹿児島県「わかりました。書類を送付しますので、記入して返送してください」

私「お忙しいところすみませんが、時間がありません。月末までに東京都に連絡がつかないと、来月第3土曜日の登録審査会に間に合いません。よろしくお願いします」

鹿児島県「では、まずFAXで必要書類をお送りします」

書類を書いて速達で送付した。話はうまく通ったので、これで何とか間に合うと思った。

ところが、鹿児島県から一向に連絡がない。「受け取ったらご一報ください」と手紙を入れておいたのに全く音信がない。「不着か？」恐る恐る電話をすると、「あ、受け取っております」と言う。聞けば、投函した翌日に届いていたらしい。「手紙ご覧になってます？」「ああ、はい」。手紙も見だが、電話してはくれなかったらしい。来月の登録審査会に合わせてくれるのか、と念押ししたら、「それは大丈夫です」と言う。それなら、あとは東京都からの連絡を待つだけだ。

ところが、そうは問屋が卸さなかった。東京都からの通知書には、鹿児島県1712号の記載がない。鹿児島県に連絡すると、「あ、そのうち、あらためて東京都から連絡が行くでしょう」というようなことを言った。が、いくら待っても通知がない。東京都に問い合わせると、鹿児島県から通知が来たのは一日以降で、事前の連絡もなかったという。おそらく上司の決裁に時間がかかったのであろう。

結局、再来月の登録審査会で、ということになった。「間に合わせます」というのは全部嘘だったわけだ。もはや呆れて物も言えない。「もういいや、訂正交付さえできれば……」と思った。

都庁の登録審査会は、コロナ自粛騒動の最中、かろうじて開催された。長さ、反り、目釘穴の数は登録証と一致し、また銘文も正しく読み取ってもらった。これを受けて、鹿児島県から訂正交付され、万事めでたしめでたし、のはずだった。

ところが……やっぱりそうは行かなかった。鹿児島県から、「当県原票とは合致しませんでした」

という通知が来たのである。今後は東京都の指示に従い、新規登録の手続きを進めよ、とのお達しである。そもそも原票・登録証の記載が現物と異なるから審査をお願いしたのであって、原票と合致しないのは当然である。しばし茫然とした。ふと我に返って、鹿児島県に電話をし、担当者のS氏をお願いした。

私「何が違うのでしょうか」

S氏「原票は八月日です。都庁の報告では、八月八十一歳造ですので、原票とは異なるという判断です」

私「昭和27年当時の誤記ではないのでしょうか」

S氏「私どもは詳しくないので、詳しい先生方に諮りましたが、その結果です」

私「昭和27年に鹿児島県で、薩摩の刀工の、刀剣史上に残る名工の名刀が登録されてずっとそのまま来たものでしょう？ 郷土の文化財を否定してどうするんですか？」

担当者S氏「そう言われましても、私どもはよくわかりませんし」

全くお話にならない。未来永劫、間違った内容のままにしておけばよかったということになる。

それにしても、価値ある初期の登録証を簡単に否定して何が文化行政か。郷土の刀を見捨てるような人たちが「刀に詳しい人」だと？ 笑止千万である。担当者のS氏はたまたま銃砲刀剣類登録担当になったわけで、数年したら別の部署に代わるに違いない。しかし、任期中くらいは郷土の刀工について少しは勉強してほしい。

人間の引き出しは、小さな積み重ねで増えていくもの。刀のことについて人よりちょっと詳しいだけで、「君、なかなか面白い男だな！」とか言われ、人生が広がるかもしれないし、知識が増えれば、人生は楽しくなると思うのだが。

それとも教育委員会は、子供たちに教育させるのが仕事で、自分たちは学習しない、そういう部署なのか？

## 事例 38

### 迅速・丁寧・誠実な登録事務

「今お読みになられた表銘の内容は、本県の登録台帳の記載内容と一致しません」。取得した短刀の登録証の内容確認をした際に、埼玉県銃砲刀剣類登録担当の方から言われた言葉である。

問題の短刀の登録証と現品の表銘は、別掲の通りである。

登録証は確かなもので、疑う余地は全くない。長

さ、反り、目釘穴の数、裏銘は、すべて現品と一致している。それなのに、表銘だけが台帳と異なるという。昭和52年11月11日に埼玉県登録審査会で、間違いなく交付されたものなのに、である。

「対応を検討します」と、いったん電話を切った後、現品の全身と茎の表裏を写真撮影して資料を作成し、手紙を添えて、埼玉県の担当者に送付した。手紙には「こんな崩し字を一体どう読めばいいのか、われわれはどうしたらいいのか」と書いて、率直に疑問をぶつけてみた。が、これまでの経験を踏まえると、おそらく、登録審査会で現物確認になることが予想された。それなら行くしかないけど、いやだなあ……気分は沈む。

翌日、埼玉県教育委員会から電話があった。手紙と資料を見たこと、そして、登録審査の先生に見せて協議するので、少し時間が欲しい、ということだった。

数日経ったある日、電話がかかってきた。当方より送付された資料を基に、埼玉県の登録審査委員に相談したこと、そして、現在付いている登録証の内容はおそらく書き間違いであることを認める、という内容だった。原票は「源」ではなく「徳」なのだが、登録証に記入する段階で、書き間違えたのであろうから、訂正した登録証を送る、届いたら、現状付いている登録証を送り返してほしい、今回、資料作成で手数をかけてしまい、心からわびる、というような内容であった。

正直に言うと、びっくりした。他県であれば「内容確認をする必要があります」という、文字通り「判で押ししたような」対応だったに違いない。しかし埼玉県は、こちらが送った資料を検討し、間違いを認めて訂正交付するという。この判断は英断といえよう。

現物確認をせずに登録証の訂正交付をしてくれた例は、初めてではない。他に、茨城県教育委員会がある。「穂」(秋と同義)を読み違えて、おかしな字が登録証に書かれていた。相談すると、茨城県は、茎の写真を送ってほしいという。それで、早速、写真を撮り送付したところ、手持ちの写真資料と照合して間違いを認め、訂正交付してくれたのだ。これもありがたい措置だった。

登録時、茎の写真が撮影されていれば、現物確認審査を経ずに訂正交付できるのだ。登録審査時、茎をデジカメで撮影する例はほかに千葉県がある。平素お世話になっている東京都は対応がソフトだが、デジカメでの撮影は採用していない。ぜひ検討してほしい。

今回の埼玉県の、迅速・丁寧・誠実な対応には、本当に感心した。

銃砲刀剣登録業務は、余計で、本来の業務ではないのにやっているんだ、という感じの対応をするところや、初期の登録証の記載ミスも、少し前の登録証の記載ミスも、最近の登録証の記載ミスも、すべて私のせいではありません、と言わんばかりの態度で、初期登録のミスが明らかでも一切わびない登録担当者……。登録証がらみの不愉快な思い出は数々あるが、今回の埼玉県の担当者さんのように、心のコもった対応をする人も間違いなく存在することを、喜びと感謝とともに報告しておく。



篆書体風の銘は「徳義作」

昭和52年11月11日		埼玉県教育委員会		銃砲刀剣類登録証		50272		号	
備考	銃文	目釘穴	反り	疵	口	口	口	口	口
	徳義作	0	1	1	1	1	1	1	1
	源								
	徳								
	義								
	作								
	源								
	徳								
	義								
	作								

## 議 事

全国刀剣商業協同組合は去る5月17日、コロナ禍に伴う緊急事態宣言が発令される中、東京美術倶楽部において第34回通常総会を開催しました。

総組合員数165名中、出席者56名、委任状提出者86名、合計142名で過半数に達し、定足数を満たしているため本日の通常総会は成立する旨が司会者の嶋田伸夫より告げられた。

初めに、深海信彦理事長より挨拶があり、日常の組合活動へのご協力やご理解に対して謝辞が述べられた。

続いて司会者は議長への選出を議場に諮ったところ、「司会者一任」の発声があり、定款に従って深海理事長を議長に選出し、深海議長は総会の開会を宣言して直ちに議案の審議に入った。

<第1号議案>令和2年度事業報告承認の件・令和2年度会計報告承認の件・監査報告

議長は令和2年度の事業報告を清水儀孝専務理事に求めたので、清水専務理事は別紙事業報告の概要を述べ、その内容について説明した。続いて議長は伊波賢一副理事長に、令和2年度決算報告書に基づき説明報告させた。その後赤荻稔監事より、令和2年度の決算報告書が適正正確であった旨の報告があり、これを議場に諮ったところ満場一致をもって異義なく承認された。

<第2号議案>令和3年度事業計画(案)決定の件

議長は清水専務理事に別紙原案を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって異義なく原案通り可決した。

<第3号議案>令和3年度収支予算(案)決定の件

議長は伊波副理事長に別紙原案を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって異義なく原案通り可決した。

<第4号議案>役員報酬の件

<第5号議案>経費の賦課及び徴収に関する件

<第6号議案>令和3年度借入金残高の最高限度に関する件

<第7号議案>一組合員に対する貸付け、または一組合員の為にする債務保証の残高の最高限度に関する件

第4号議案から第7号議案まで、議長は嶋田伸夫専務理事に別紙原案を説明させた後、その承認を議

場に諮ったところ、満場一致で異義なく原案通り可決した。

<第9号議案>その他

役員改選に長時間を要するため、第8号議案に先行して第9号議案を審議することとした。

議場出席者からの意見や質問はなかったが、議長は猿田慎男氏から理事長宛に質問主意書が提出されていることを報告した。当人は4月16日の理事会において、理事として総会議案を承認しているものの、自らこの挙に及んだもので、本来は理事を辞任した上での提出でなければ有効ではないのであるが、この質問主意書に対してあえて回答することとし、それぞれの担当理事が総会出席者に懇切丁寧に説明した。

<第8号議案>役員改選

深海議長の指名により、第8号議案の議長を引き継いだ嶋田伸夫は、今期も役員選出は定款第5章第25条・第31条に従って選挙による旨を説明した。さらに、事前に案内の通り、理事会決議の選挙方法により不在者投票・選挙委任状73通は選挙管理委員により規定通りに適正に処理すること、ならびに出席者による無記名投票の際の注意事項について説明し、次いで選挙管理委員を任命した。

その後、選挙管理委員の指示に従って選挙が行われ、選挙管理委員は直ちに開票と集計の作業に入った。投票の結果は、選挙管理委員長笠原泰明により次の通り、議場において発表された(五十音順)。赤荻稔・飯田慶雄・伊波賢一・大平岳子・佐藤均・嶋田伸夫・清水儀孝・生野正・瀬下明・綱取譲一・土肥豊久・服部暁治・深海信彦・松本義行・冥賀吉也・持田具宏・吉井唯夫

選出された17名の者は、全員が理事の就任を受諾した。新理事決定後、議長は理事会において無記名投票による新理事長選出の選挙を行う旨を議場に説明し、即時別室にて理事会が開催された。そこで深海信彦が新理事長に選出され、選挙管理委員長はこの結果を議場に発表し、深海信彦氏はこれを受諾した。

以上をもって総会の議事は滞りなく審議を終了したので、服部暁治が閉会の挨拶を行い、第34回通常総会を閉会した。

# 令和2年度事業報告

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

## I 事業活動の概況に関する事項

令和2年度の組合事業は、止まることのない新型コロナウイルス感染者の増加により組織運営全般にわたり多大な困難を強いられました。「大刀剣市」は開催予定会場の東京美術倶楽部の集客制限等により実施が不可能になり、総会を含め交換会も会場の都合により4月・5月は中止となりました。

このような状況の中で、共同購買事業は堅調を保ち、この事業収益により総体的には事業計画を達成することができました。この購買事業には、多大な時間と労力および正確な評価鑑定能力が求められますが、それに必要な人員を確保することができました。

## II 運営組織の状況に関する事項

### 1. 組合員数および出資口数(出資1口20,000円)

	前年度末 現在		期間中移動						本年度末 現在	
			加入		増資		退会			
	員数	口数	員数	口数	口数	員数	口数	員数	口数	
計	166	1,779	3	15	0	5	35	164	1,759	
賛助会員 106名										

\*退会者についてはご逝去された方3名を含む

### 2. 直前3事業年度の財産および損益の状況 (当該事業年度は含まない)

	2020年3月 32期	2019年3月 31期	2018年3月 30期
	令和2年	令和元年	平成30.31年
項目	前期	前前期	前前前期
資産合計	96,314,584	101,947,058	115,334,071
純資産合計	79,424,304	80,236,997	81,199,122
事業収益合計	52,224,270	57,347,715	72,464,704
当期純利益金額	84,557	344,375	3,724,850

### 3. 組合組織

- (1)役員：理事17名、監事2名
- (2)役職：理事長1名、副理事長3名、  
専務理事1名、常務理事2名
- (3)相談役：朝倉万幸、飯田慶久 2名
- (4)事務局：職員2名

- (5)組織：①経済委員会  
②金融委員会  
③総務委員会
- (6)関連団体：全国中小企業団体中央会

## 4. 会議開催概要

### 第33回通常総会

令和2年5月25日

総組合員数168名、委任状80名

於東京美術倶楽部

- 第1号議案：令和元年度事業報告承認の件、承認  
令和元年度会計報告承認の件、承認  
監査報告、承認
- 第2号議案：令和2年度事業計画案決定の件、可決
- 第3号議案：令和2年度収支予算案決定の件、可決
- 第4号議案：役員報酬の件、可決
- 第5号議案：経費の賦課および徴収に関する件、可決
- 第6号議案：令和2年度借入金残高の最高限度に関する件、可決
- 第7号議案：1組合員に対する貸付け、または1組合員の為にする債務保証の残高の最高限度に関する件、可決
- 第8号議案：その他

### 理事会

- 第1回理事会 令和2年4月23日  
議案：5月17日第33回総会を紙面による総会とする、承認
- 第2回理事会 令和2年6月17日  
第1号議案：新型コロナウイルスの感染対策と組合運営について、承認
- 第3回理事会 令和2年9月17日  
第1号議案：新規組合入会者承認の件、承認  
第2号議案：刀剣輸送に関する件
- 理事懇談会 令和2年12月17日  
組合事業運営他
- 第4回理事会 令和3年2月17日  
第1号議案：組合事業運営について
- 第5回理事会 令和3年3月17日  
第1号議案：組合事業運営について  
第2号議案：新規組合入会者承認の件、承認

### 経済委員会

常務会3回、経済委員会10回、金融委員会5回、総務委員会8回

## 5. 慶弔事項

\*弔事 組 合 員：故 鎗木國昭 故 倉田藤彦  
 故 福永昭二  
 賛助会員：故 塩川二郎 故 高嶋隆典  
 故 宮島 宏 故 吉田 勲

## III 事業別概要

### 1. 経済委員会の事業活動

#### ①市場運営事業

通常交換会が10回開催されました。出来高は下記の通りです。

	場 所	日 時	出来高	出席数
第1回	東京美術倶楽部	2020年4月17日	新型コロナウイルスのため中止	
第2回	〃	5月17日	新型コロナウイルスのため中止	
第3回	〃	6月17日	8,722,000	44名
第4回	〃	7月17日	6,166,000	33名
第5回	〃	8月27日	4,723,000	41名
第6回	〃	9月17日	5,500,000	47名
第7回	〃	10月17日	3,416,000	43名
第8回	〃	11月13日	3,615,500	45名
第9回	〃	12月17日	5,339,000	47名
第10回	〃	2021年1月17日	3,367,500	39名
第11回	〃	2月17日	3,869,500	55名
第12回	〃	3月17日	3,581,000	52名
計			¥48,299,500	446名

#### ②共同販売促進事業

令和2年度は、11月1日～3日まで東京美術倶楽部において「大刀剣市」開催の予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大による会場の都合により実施が不可能となりました。

この共同販売事業の主たる目的は参加店舗の販売促進に寄与することを第一義に、併せて期間中の購買活動も重要な事業でありましたが、いずれも達成できませんでした。今後のコロナウイルス感染の収束状況に見合った共同販売事業が模索されるところです。

#### ③共同購買事業

書籍購入在庫

肥前刀備忘録	在庫	10冊
佐野美術館図録(戦国武将の装い)	在庫	6冊
〃 (備前一文字)	在庫	3冊
越前守助広大鑑	在庫	12冊
神津伯押形	在庫	5冊
座忘鐔撰	在庫	1冊
現代刀名作図鑑	在庫	2冊
甲冑武器重要文化資料	在庫	4冊
大名家秘蔵の名刀展	在庫	51冊
美術刀剣所有者変更届書		

## 2. 金融委員会の事業活動

交換会において立替払いが発生する場合は、商工中金からの借入金を充当する。

## 3. 総務委員会事業活動

### ①教育情報事業

隔月発行の新聞『刀剣界』の継続

年1回発行の年報『全刀商』誌の継続

『やさしいかたな』在庫切れに伴う再版準備

### ②「刀剣評価鑑定士」の資格認定の普及化を図る 一般に向けての「刀剣評価検定」(仮称)の実施を 検討

### ③共同宣伝

### ④古物営業法の改正に伴う諸作業

### ⑤その他

イ. 各都道府県警察署の依頼による法的盗難品触れの配布、発信

ロ. 団体、個人の要請に基づく品触れのほか、関係団体との折衝や通知資料の配布

## 令和3年度事業計画

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

今期は新型コロナウイルスの蔓延と、収束の状況を注意深く見定めながらの事業運営となります。

「大刀剣市」を11月19日(金)・20日(土)・21日(日)の3日間、東京美術倶楽部にて開催を予定し、既に会場予約を済ませ宣伝企画などを立案中です。

交換会は前出の通り、昨年度は事業収益に至らなかったことと、感染対策と予防の見地から、今期は開催回数を年2回とし費用対効果を十分に考慮した事業とします。

具体的には開催に要する経費の12回分を2回分に削減し、出来高の12回分(昨年実績平均483万円)を2回で達成する計画となっております。これにより、1開催平均28万円×12回=336万円の所要経費に対して、28万円×2回=56万円となり、約280万円の経費節減を目指します。

## 1. 総務委員会の事業活動

### 教育情報事業

#### ①『刀剣界』『全刀商』誌発行

#### ②「刀剣評価鑑定士」事業の認知度の底上げ啓蒙活動

#### ③所有者変更届手続きの簡素化を引き続き関係官庁

に要請

- イ. 共同宣伝事業、刀剣業界関係機関、団体に  
広告・広報
- ロ. 組合ホームページ上にて広報
- ハ. 各都道府県教育委員会などに広報
- ニ. 産経新聞社の慈善事業「あけみちゃん基金」  
へ寄付
- ホ. 組合員、理事会、事業計画等の文書作成
- ヘ. 組合規約、定款他の公式文書等作成

2. 経済委員会の事業活動

①市場運営事業

本年度は年2回の開催とし、5月17日(月)と12月17日(金)と決めました。

- (1)会 場：東京美術倶楽部、他
- (2)取引方法：現金決済
- (3)取 引 高：各回3,000万円
- (4)手 数 料：4%
- (5)開催経費：一開催28万円(昨年度平均)

\* 今期は過去の貸倒損失を処理して不良債権が0円となったため、創立時と同じく交換会を暫時現金決済にて行います。

②共同購買事業

- イ. 組合員に有益な書籍、用品などの共同購買
- ロ. 刀剣・刀装具の共同購買の拡充を図ります。

共同購買事業実績

前期実績は以下の通りです。

日付	令和2年8月27日	令和2年10月17日	令和3年2月17日	令和3年3月17日
事業収入	4,229,500	105,000	6,269,000	10,800,000

購買事業総額 21,403,500

- \* 評価査定回数：30件(組合事務所)
- \* 出張評価査定回数：5件(地方出張)

3. 令和3年度 収支予算

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(収入の部)

科 目	金 額	備 考
市場運営事業収入		
交換会受取手数料収入	¥2,600,000	特別交換会 ¥2,400,000 (¥30,000,000×4%×2回) 交換会会費収入 ¥200,000
共同販売事業収入	¥19,000,000	大刀剣市出店費用(見込)
評価鑑定事業収入	¥1,000,000	個人・法人等の査定料(見込)
共同購買事業収入	¥7,000,000	購買品の売却収益(見込)
啓蒙誌配布収入	¥1,000,000	やさしいかたな他
賦課金収入	¥3,520,000	組合員(165人×18,000) = ¥2,970,000 賛助会員(110人×5,000) = ¥550,000
事業外収入	¥400,000	受取利息・受取配当金・雑収入
合 計	¥34,520,000	

(支出の部)

令和3年度 予算案合計費用 ¥34,520,000		
科 目	金 額	備 考
事業費	¥19,650,000	
市場運営事業費	¥800,000	交換会運営費(会場費・手当・お弁当代・借入利息)
評価鑑定事業費	¥500,000	
共同販売事業費	¥14,000,000	大刀剣市開催費用
教育情報費	¥4,300,000	新聞「刀剣界」年次誌「全刀商」誌他 「やさしいかたな」発行費用
事業運営費	¥50,000	総会他
一般管理費	¥14,870,000	
給料	¥7,600,000	職員給与他 人件費等
福利厚生費	¥1,300,000	社会保険料・労働保険料他
広告宣伝費	¥450,000	日刀保・産経新聞・組合HP他
旅費交通費	¥630,000	定期代他・運搬交通駐車場費等
通信費	¥1,100,000	インターネット・電話・携帯・宅配・メール便・電報
水道光熱費	¥120,000	ガス・水道・電気
事務用消耗品費	¥600,000	リース料・カウンター料・事務用消耗品等
備品消耗品費	¥200,000	備品・消耗品等
租税公課	¥750,000	諸税金・印紙
交際接待費	¥50,000	渉外関係
慶弔費	¥50,000	慶弔費
管理費	¥550,000	スカイプラザ(組合事務所)
〃	¥75,000	アルソック警備費(事務所内)
諸会費	¥125,000	関係団体
支払手数料	¥750,000	顧問料(経理士・司法書士)
減価償却費	¥40,000	減価償却費
会議費	¥30,000	理事会、委員会他
雑費	¥150,000	諸雑費
寄付金	¥300,000	明美ちゃん基金他
合 計	¥34,520,000	¥14,870,000

4. 役員報酬の件

役員は、無報酬とする。

5. 経費の賦課及び徴収に関する件

3年度12ヵ月分の賦課金は次の方法により徴収する。

定額一律賦課徴収

現金または振込一括納入 1500円×12ヵ月=18,000円  
賛助会員年額 = 5,000円

6. 令和3年度借入金残高の最高限度の件

組合事業振興資金に充てるため、金融機関からの借入金残高の最高限度額を2億円と定める。

7. 1組合員に対する貸付け、又は1組合員の為にする債務保証の残高の最高限度に関する件

1組合員に対する貸付け、または1組合員の為にする債務保証の残高の最高限度額を3,000万円と定める

# 令和3年度役員・委員会

## 役員

理事長	深海信彦
副理事長	伊波賢一・土肥豊久・服部暁治
専務理事	清水儀孝
常務理事	嶋田伸夫・綱取譲一
理事	赤荻 稔・飯田慶雄・大平岳子・佐藤 均・生野 正・瀬下 明・松本義行・冥賀吉也・持田具宏 吉井唯夫
監事	大西康一・冥賀亮典
相談役	朝倉万幸・飯田慶久

## 委員会

各委員会代表 理事長／深海信彦

### 1 経済委員会（組合の経済事業全般）

委員長 土肥豊久

副委員長 清水儀孝・佐藤 均

#### ① 交換会運営部会

部会長／土肥豊久 瀬下 明・佐藤 均・松本義行・吉井唯夫・生野 正・飯田慶雄・青年部

買高担当 土肥豊久・綱取譲一・服部暁治・松本義行

#### ② 評価査定部会（組合事務所内及び出張査定・買取・委託等担当）

部会長／清水儀孝 相談役／飯田慶久  
服部暁治・嶋田伸夫・綱取譲一・佐藤 均・松本義行・持田具宏・赤荻 稔・飯田慶雄

#### ③ 共同購買部会（「やさしいかたな」出版管理及び書籍等の購買・組合員頒布）

部会長／嶋田伸夫 綱取譲一・持田具宏・生野 正・大平岳子

### 2 金融委員会（主として交換会立替払資金管理及び金融機関との交渉）

委員長 服部暁治

副委員長 綱取譲一・嶋田伸夫

瀬下 明・佐藤 均・松本義行・大平岳子・飯田慶雄

### 3 総務委員会（組合運営の総括管理）

委員長 伊波賢一

副委員長 清水儀孝・嶋田伸夫

#### ① 「刀剣評価鑑定士」事業部会（刀剣評価鑑定士事業の運営・管理及び資格認定等）

部会長／冥賀吉也 清水儀孝・嶋田伸夫・瀬下 明・佐藤 均・服部暁治・土肥豊久・伊波賢一  
松本義行・生野 正・大平岳子・赤荻 稔・大西康一・飯田慶雄

#### ② 広報企画部会（大刀剣市の宣伝広告他）

部会長／伊波賢一 清水儀孝・嶋田伸夫・飯田慶雄・瀬下 明・生野 正

#### ③ 調査研究部会（組合ホームページ及び関連インターネット全般）

部会長／服部暁治 嶋田伸夫・佐藤 均・生野 正・松本義行・飯田慶雄

#### ④ 組合員向上部会（組合員のレベルアップと組合員数の増強対策・組合所在地検討等）

部会長／伊波賢一  
清水儀孝・嶋田伸夫・綱取譲一・生野 正・吉井唯夫・服部暁治・松本義行

#### ⑤ 教育情報部会（新聞「刀剣界」及び「全刀商」誌の編集・発行・管理）

部会長／清水儀孝  
赤荻 稔・大西康一・伊波賢一・佐藤 均・嶋田伸夫・清水儀孝・生野 正・瀬下 明・綱取譲一  
土肥豊久・服部暁治・松本義行・冥賀吉也・持田具宏・大平岳子・吉井唯夫・飯田慶雄  
編集責任者／土子民夫

#### ⑥ 防犯対策部会

i) 登録証・鑑定証・認定書等の問題対応及びコンプライアンス全般

部会長／清水儀孝  
冥賀吉也・瀬下 明・佐藤 均・服部暁治・伊波賢一・松本義行・飯田慶雄・赤荻 稔

ii) 重要品触れほか防犯行政協力

部会長／嶋田伸夫 伊波賢一・綱取譲一・持田具宏・飯田慶雄・事務局

#### ⑦ 福利厚生部会（組合員・賛助会員全体の情報収集）

部会長／大平岳子 吉井唯夫・持田具宏・飯田慶雄・大西康一

### 4 青年部

冥賀亮典・服部一隆・藤田裕介・新堀賀将・大平将広・土肥富康・深海雄一・杉浦弘幸・芦澤 淳

# 令和2年度組合活動の記録

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

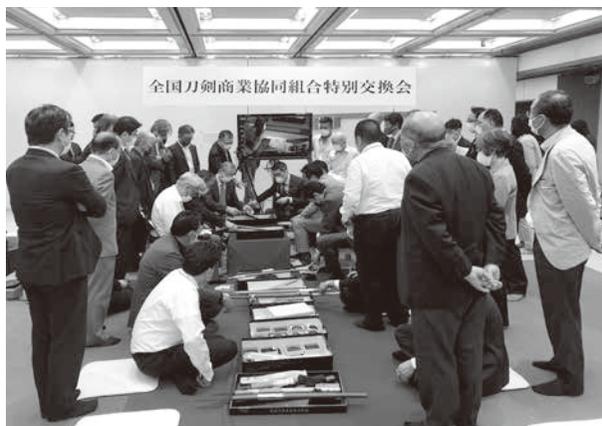
- 5月1日 紙面総会開催通知を組合員に送付  
25日 清水専務理事・嶋田常務理事立ち会いの下に紙面総会回答書を集計、第1～第7議案の全て承認可決
- 6月1日 東京美術倶楽部の「新型コロナウイルス・ガイドライン等対策会議」に出席  
1日 紙面総会開催報告書を組合員に送付  
17日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。参加44名、出来高8,722,000円  
17日 東京美術倶楽部において第2回理事会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・佐藤理事・猿田理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・吉井理事・大西監事  
17日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第54号編集委員会を開催(初校)。出席者、深海理事長・伊波副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・佐藤理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・土子氏  
19日 令和2年度「大刀剣市」開催の可否についての文書を組合員に送付  
22日 神奈川県警より盗品手配署の配布依頼あり  
30日 深海理事長と清水専務理事が警察庁を訪問
- 7月9日 評価査定のため深海理事長と飯田理事が日刀保を訪問  
17日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。参加33名、出来高6,166,000円  
17日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第55号編集委員会を開催(企画)。出席者、深海理事長・服部副理事長・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・土子氏  
21日 信和会政経セミナーに深海理事長と清水専務理事が出席  
31日 笠間警察署員が刀剣査定依頼に来所
- 8月4日 銀座長州屋において『全刀商』第29号編集委員会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・土子氏  
27日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。参加41名、出来高10,857,500円  
27日 東京美術倶楽部において「刀剣評価鑑定士」第3回認定試験を実施  
27日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第55号編集委員会を開催(初校)。出席者、深海理事長・伊波副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・生野理事・瀬下理事・冥賀理事・持田理事・土子氏  
9月4日 銀座長州屋において『刀剣界』第55号編集委員会を開催(再校)。出席者、深海理事長・伊波副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・生野理事・土子氏  
7日 笠間警察署・栗原主任巡查部長来所、査定刀剣を預かる。服部副理事長・清水専務理事立ち会い。ほかに送付刀剣の査定1件  
14日 嶋田常務理事・綱取常務理事が事務所に於いて刀剣査定1件  
17日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。参加47名、出来高5,500,000円  
17日 東京美術倶楽部において第3回理事会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・猿田理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・大西監事  
17日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第56号編集委員会を開催(企画)。出席者、深海理事長・伊波副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・土子氏  
28日 服部副理事長・清水専務理事が事務所に於いて刀剣買取3件  
30日 伊波副理事長・大平理事が事務所に於いて刀剣査定1件、買取1件  
10月5日 服部副理事長・清水専務理事が事務所に於いて刀剣買取6件  
6日 国立国会図書館より『刀剣界』納入の依

- 頼あり、第1～55号を寄贈
- 7日 全美連編集事務局より『全美連ニュースレター』第6号の原稿依頼あり、深海理事長の原稿を送付
- 17日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。参加43名、出来高3,416,000円
- 17日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第56号編集委員会を開催(初校)。出席者、深海理事長・伊波副理事長・服部副理事長・清水専務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・土子氏
- 27日 銀座長州屋において『刀剣界』第56号編集委員会を開催(再校)。出席者、深海理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・生野理事・持田理事・土子氏
- 11月5日 組合事務所において松本理事が刀剣の評価・査定
- 13日 組合事務所において服部副理事長と清水専務理事が刀剣の評価・査定
- 17日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。参加45名、出来高3,720,500円
- 17日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第57号編集委員会を開催(企画)。出席者、深海理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・土子氏
- 20日 組合事務所において綱取常務理事と持田理事が刀剣の評価・査定
- 27日 組合事務所において服部副理事長と清水専務理事が刀剣の評価・査定
- 12月2日 参議院議員会館における「刀剣・和鉄文化を保存振興する議員連盟」総会に深海理事長と土子氏が出席。
- 12日 銀座会議室において臨時常務会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・生野理事・持田理事
- 17日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。参加47名、出来高5,339,000円
- 17日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第57号編集委員会を開催(初校)。出席者、深海理事長・伊波副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・生野理事・瀬下理事・持田理事・赤荻監事・土肥富康氏・土子氏
- 21日 清水専務理事と嶋田常務理事が刀剣評価・査定のため出張
- 22日 服部副理事長と生野理事が刀剣評価・査定のため出張
- 1月8日 銀座長州屋において『刀剣界』第57号編集委員会を開催(再校)。出席者、深海理事長・伊波副理事長・清水専務理事・綱取常務理事・生野理事・土子氏
- 12日 組合事務所において清水専務理事が刀剣の評価・査定
- 17日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。参加39名、出来高3,367,000円
- 17日 東京美術倶楽部において理事懇談会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・猿田理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・赤荻監事
- 17日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第58号編集委員会を開催(企画)。出席者、深海理事長・伊波副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・持田理事・赤荻監事・土子氏
- 20日 東京美術倶楽部において交換会代表者会議が開催され、深海理事長・伊波副理事長・飯田理事が出席
- 2月16日 組合事務所において服部副理事長と清水専務理事が刀剣の評価・査定
- 17日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。参加55名、出来高3,869,500円、組合分7,214,500円
- 17日 東京美術倶楽部において理事会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・猿田理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・吉井理事・赤荻監事・大西監事
- 17日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第58号編集委員会を開催(初校)。出席者、深海理事長・伊波副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・持田理事・吉井理事・赤荻監事・土子氏
- 3月12日 刀剣評価査定のため服部副理事長と清水専務理事が横浜市に出張
- 17日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。参加52名、出来高14,595,000円

- 17日 東京美術倶楽部において第5回理事会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・網取常務理事・飯田理事・大平理事・猿田理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・大西監事
- 17日 東京美術倶楽部において「刀剣界」編集委員会を開催(第59号企画)。出席者、深海理事長・伊波副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・網取

常務理事・飯田理事・大平理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・持田理事・土子民夫氏

- 25日 刀剣評価査定のため清水専務理事と嶋田常務理事が国分寺市に出張
- 25日 特別国際種事業者の登録更新手続きを完了
- 30日 深海理事長・清水専務理事・飯田相談役が日本美術刀剣保存協会を訪問
- 30日 深海理事長・清水専務理事・飯田相談役が全国中小企業団体中央会を訪問



令和3年5月17日、当組合は東京美術倶楽部において特別交換会を開催した。当日は65名の組合員が参加、3,100万円を超える出来高となった。

## 新組合員紹介

令和2年4月以降に新規加入された方です。

### 組合員

深海雄一



三国志図鐔 銘 宗珉(花押)

四分一磨地 豎丸形 片切毛彫

縦:7.5cm 横:7.3cm 耳際厚さ:0.5cm

横谷宗珉は、『三国志』を装剣小道具の画題に採用した先駆的存在の一人である。

庶民にも楽しめる翻訳本『通俗三国志』が刊行されたのが元禄2年(1689)。これは大変な人気を博し、その後、次々に中国の戦記物小説が発行された。躍動感のある英雄譚は、宗珉にとっても格好の画題であったろう。

宗珉は、言わずと知れた町彫りの祖、装剣金工界の巨星である。彼の活躍期は元禄から享保年間。世の中が落ち着き、経済活動が活発になり、暮らしにゆとりも生まれ、文化芸術活動が発達したこの時代に、綺羅星のごとく傑出した芸術家たちが現れた。依屋宗達、松尾芭蕉、近松門左衛門、菱川師宣、英一蝶、等々。金工界では横谷宗珉、そして土屋安親である(ちなみにこの二人は生まれ年が同じ寛文10年<1670>である)。

それまで公家や武家を中心だった文化活動が、庶民を中心に花開いた「元禄文化」。宗珉はその只中にいて時代の空気を吸収し、彼独自の傑出した作品を世に送り出し、金工界の流れを大きく変えた。後藤家の彫法を基礎とした絢爛豪華な高彫色絵、大胆

な縦図の構図を採用した小柄は、停滞気味の装剣金工界に新風を吹き込んだのだ。また、新しい画題を採り入れたことも大きな功績であろう。

しかし、宗珉の独創による最大の変革は、片切彫りの発明である。東洋画の描法である「肥瘦線」。一本の線の中に太い所と細い所のあるこの線は、ダイナミックな動き、奥行き、立体感、リズム感を生む。宗珉はこの肥瘦線を「片切彫」という彼独創の彫法で彫金に応用し、これによって表現の幅は格段に広がった。

本作は四分一地に片切彫りと毛彫を併用し、『三国志』の人気登場人物、関羽と孔明を描いている。英一蝶とも親交があった宗珉の製作の下絵は、一蝶の筆になったと伝えられる。本作も『英一蝶筆金属彫刻下図各種 貳』に所収されている。彩色も高彫も一切ない。硬い四分一地に緩急、深淺、広狭と自在に鑿を操る圧倒的な表現力は宗珉ならではのもの。後藤家に有縁の故か、宗珉による鐔の製作は少ない。加えてこれだけ濃密な彫のあるものは、実に希少である。(朱美)

**全刀商** 第30号

---

令和3年8月20日発行

発行所 **全国刀剣商業協同組合**

〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目18番10号 新宿スカイプラザ1302

Tel 03(3205)0601 Fax 03(3205)0089

発行人 **深海 信彦**

編集 **『全刀商』編集委員会**

赤荻 稔 飯田慶雄 伊波賢一 大西康一 大平岳子 佐藤 均 嶋田伸夫 清水儀孝 生野 正 瀬下 明 土子民夫 網取譲一 土肥豊久  
服部晁治 松本義行 冥賀吉也 冥賀亮典 持田具宏 吉井唯夫

---

